

第10章 地方農政局等

第1節 機構及び定員

1 機構

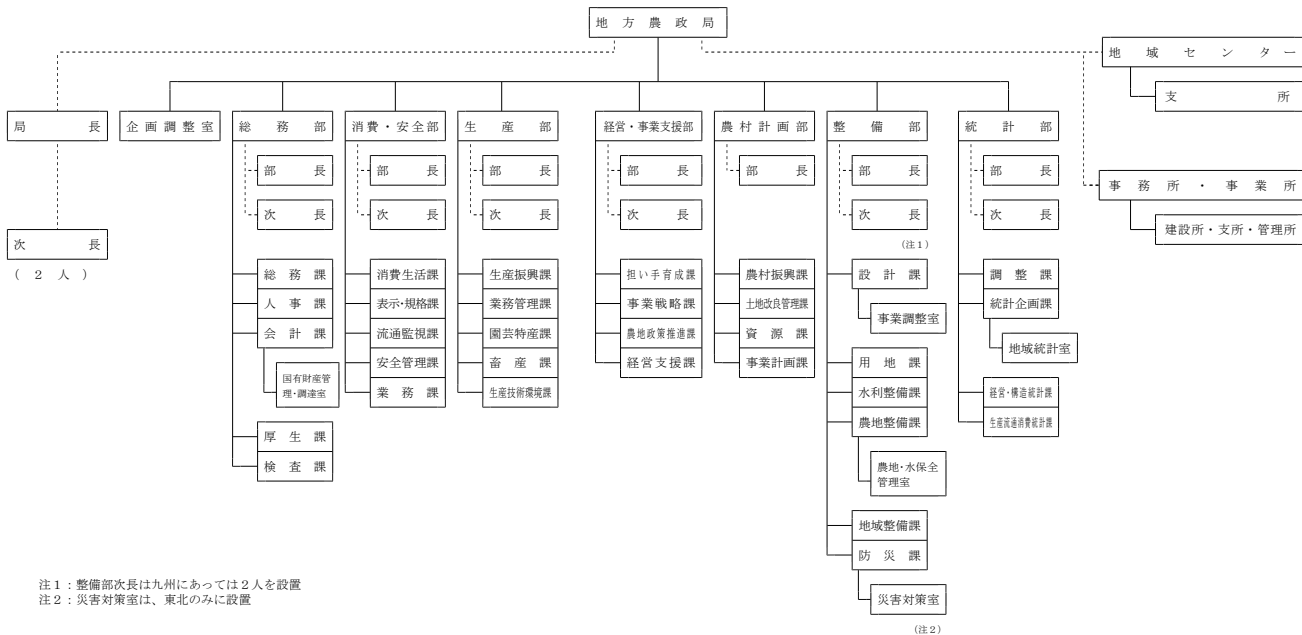
地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、

- ① 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握・分析・提供
 - ② 農協等の検査・指導
 - ③ 消費者行政の実施と食品の安全性の確保のための監視・指導
 - ④ 主要食糧業務の実施
 - ⑤ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
 - ⑥ 食品産業行政の推進
 - ⑦ 農村及び中山間地域の振興
 - ⑧ 農業農村整備事業等の実施・指導・助成
 - ⑨ 統計の作成及び提供
- 等に取り組んでいる。

地方農政局は、北海道及び沖縄県を除く全国に、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の7局が設置されている。また、北海道には北海道農政事務所が設置されており、沖縄県では内閣府沖縄総合事務局が地方農政局の任を行っている。

地方農政局の内部組織は、企画調整室、総務部、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村計画部、整備部、統計部の7部1室からなっている。また、分掌機関として地域センターが沖縄県を除く全国に59カ所設置されているほか、国営事業を行う事務所・事業所（平成26年度末74カ所）が設置されている。（表1、表2及び表3）

表1 地方農政局の機構図



地方農政局等

表2 北海道農政事務所の機構図

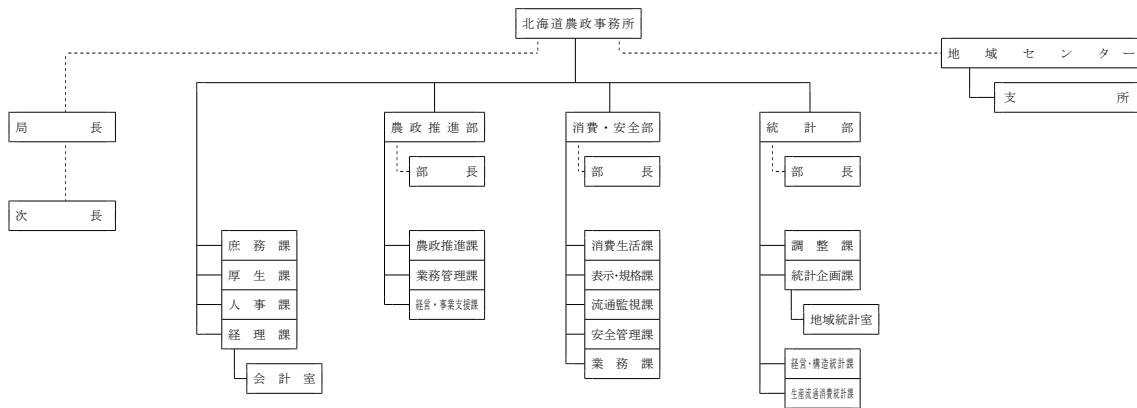


表3 平成26年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東北		南貞山堀沿岸農業水利事務所
関東	荒川中部農業水利事務所	
北陸		佐渡農業水利事務所
東海	矢作川総合第二期農地防災事業所	
近畿	亀岡中部開拓農地整備事務所 湖東平野農地水利事務所 和歌山平野農地防災事務所	
九州		尾鈴農地水利事業所

2 定員

地方農政局及び北海道農政事務所の平成26年度末の定員は、前年度末と比べて323人減の1万1千431人となっている。（表4）

表4 定員関係

組織	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末
地方農政局	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人	15,781人	14,693人	13,647人	12,616人	11,934人	11,550人	11,158人	10,851人
北海道農政事務所	45人	419人	404人	761人	706人	654人	603人	595人	623人	608人	596人	580人
北海道統計・情報事務所	429人	425人	410人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人	16,487人	15,347人	14,250人	13,211人	12,557人	12,158人	11,754人	11,431人

※組織再編（H15. 7. 1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）

※組織再編（H15. 7. 1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）

※組織再編（H18. 4. 1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）

※組織再編（H23. 9. 1）により、地方農政事務所を廃止し地域センターを設置。

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 東日本大震災

東日本大震災からの復旧・復興の4年

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災では、地震による大津波で、多くの農地が流出・冠水の被害を

受けた。その面積は、青森県80ha、岩手県730ha、宮城県14,340ha、福島県5,460haで、東北全体では2万610haに及んだ。

東北農政局では、現地支援チーム（平成26年度も農政局職員と地域センター職員で編成）や各事業担当職員が被災地に寄り添い、きめ細やかに対応してきた。

平成26年度における主な取組は以下のとおり。

ア 農地及び農業用施設の復旧状況

営農再開が可能となった農地は、平成26年度で東

北津波被災地全体（2万610ha）の約7割に当たる1万4,190haである。また、東北農政局では、直轄特定災害復旧事業（「仙台東地区」）として、農地・農業用施設復旧、大区画ほ場整備を実施している。この「仙台東地区」では、平成26年度で1,800haの農地復旧が完了した。また、大区画ほ場整備が完了した井土地区は、26年から約76haの大区画ほ場で営農開始された。26年度は約260haで区画整理工事に着手した。

東北農政局が直轄事業として復旧する排水機場は、宮城県16ヶ所、福島県7ヶ所の計23ヶ所である。このうち宮城県では、13ヶ所の排水機場で事業完了し、残る3ヶ所で本格復旧を実施中である。また、福島県では、1ヶ所の排水機場で事業完了し、残る5ヶ所で本格復旧を実施中である。

イ 生産施設等の整備

東日本大震災農業生産対策交付金（平成23年度：341億円、平成24年度：29億円、平成25年度：104億円、平成26年度復興庁計上：75億円）により、被災した生産・営農施設や農業用機械の導入及び営農用資材や放射性物質の吸収抑制対策等の支援を行った。また、東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業：復興庁計上）により、乾燥調製施設や施設園芸用ハウス、農業用機械等の導入支援を行った。

ウ 営農再開に向けた取組

被災農家経営再開支援事業（平成23年度：73億円、平成24年度：48億円、平成25年度：21億円、平成26年度復興庁計上：8.5億円）により、津波被災農地のがれき拾いや除草等の復旧作業を共同で行う農業者に対し復興組合を通じて支援金を交付した。平成26年度は被災3県（岩手県、宮城県、福島県）13市町村において30の復興組合で、約2千haを対象に実施した。うち約700haにおいて平成27年度から営農再開できる見通しとなった。

エ 農業の先端技術の実証研究

食料生産地域再生のための先端技術展開事業（平成23年度：4.3億円、平成24年度：7.6億円、平成25年度：24億円、平成26年度復興庁計上：24億円）により、被災3県（岩手・宮城・福島県）において、先端技術を用いた被災地の農業を復興させ、技術革新を通じて成長力ある新たな農業を育成するための実証研究を行った。

オ 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東北農政局では、平成26年産米についても安全な米のみを出荷するよう、政府、関係自治体及び生産

現場が一体となり、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた取組を支援した（福島県は全量全袋検査を実施）。また、米以外の農畜産物についても、放射性物質の低減対策や収穫後の放射性物質検査が円滑かつ適切に実施できるよう支援を行った。

さらに、原発事故の影響を強く受けた福島県内では、関係機関と連携・協力し、早期の営農再開に向け①農地除染の進捗状況に応じて生じた諸課題解決に協力、②カリ質肥料による放射性物質の吸収抑制対策、③果樹の放射性物質低減対策、④牧草の反転耕による放射性物質の移行低減対策、⑤ため池等の農業水利施設の水質・底質調査や、ため池の放射性物質対策技術のマニュアル策定を行った。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成26年度の東北地域の経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や急激な円安の進展等により、個人消費などに弱さがみられたものの、東日本大震災の復旧関連工事を主体に、公共投資が引き続き好調で前年実績を上回ったことや雇用については、新規求人倍率、有効求人倍率が1年間（4月～3月）全国値を上回ったことなど、東日本大震災からの緩やかな回復が続いている。

主要項目別にみると、生産は、海外向け受注が好調な一般機械や車載・スマートフォン向けなどが堅調な電子部品・デバイス、輸送機械などは、改善傾向であるが、海外向け受注が減少している鉄鋼やパソコンの買い換え需要がピークアウトした情報通信機械などは厳しい状況となった。設備投資は、製造業は業績を反映した生産能力拡大のほか新規受注により前年度を上回ったが、非製造業は、設備の維持・更新が中心で、横ばい傾向となっている。個人消費は、大型小売店販売額は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要により大幅に減少（4月）したものの、その後は飲食料品を中心に堅調な回復傾向がみられる。新車販売は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により前年を下回った。雇用情勢は、穏やかに改善している。新規求人数は、復興需要等により建設業の現場管理責任者や小売業の販売職を中心に高水準となっている。なお、被災県の沿岸地域では、職種等によるミスマッチがみられる。

イ 農家経営

平成22年2月1日現在の販売農家数は30万5千戸で、平成17年に比べて6万6千戸（17.7%）減少した。

販売農家のうち、主業農家数は7万戸で、平成17

年に比べて1万2千戸（15.0%）減少した。

平成26年農業産出額は1兆2,298億円で、前年に比べて794億円（6.1%）減少した。

平成26年水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は268万1千円で、前年に比べて37万5千円（12.3%）減少した。農業経営費は232万7千円で、4万1千円（1.8%）増加した。この結果、農業所得は35万4千円で、41万6千円（54.0%）減少した。

農外所得は158万5千円で、前年に比べて26万7千円（14.4%）減少した。年金等の収入は185万1千円で、前年に比べて5万円（2.8%）増加した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は380万6千円で、前年に比べて62万円（14.0%）減少した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成26年産水稻（子実用）の作付面積は40万2,500haで、前年産に比べて3,700ha（0.9%）減少した。作柄は、田植期から出穂期まで天候に恵まれ、全もみ数が多かったことから、8月の日照時間が平年を下回り登熟がやや不良となったものの、10a当たり収量は585kg（作況指数は105）で、前年産に比べて12kg（2.1%）増加した。収穫量は235万4,000tで、前年産に比べて2万6,000t（1.1%）増加した。

なお、東北の作付面積は全国の25.6%、収穫量は全国の27.9%を占めている。

イ 麦

平成26年産麦（子実用）の作付面積は、小麦が7,130haで、前年産に比べて130ha（1.8%）減少し、六条大麦が1,140haで、前年産に比べて143ha（14.3%）増加した。10a当たり収量は、小麦が187kgで、前年産に比べて24kg（11.4%）減少し、六条大麦が185kgで、前年産に比べて119kg（39.1%）減少した。収穫量は、小麦が1万3,300tで、前年産に比べて2,000t（13.1%）減少し、六条大麦が2,110tで、前年産に比べて920t（30.4%）減少した。

ウ 大豆

平成26年産大豆（乾燥子実）の作付面積は3万2,100haで、前年産に比べて100ha（0.3%）減少した。10a当たり収量は155kgで、前年産に比べて35kg（29.2%）増加した。収穫量は4万9,800tで、前年産に比べて1万1,100t（28.7%）増加した。

なお、東北の作付面積は全国の24.4%、収穫量は全国の21.5%を占めている。

エ 飼料作物

平成26年産飼料作物の作付（栽培）面積は11万

7,400haで、前年産に比べて3,300ha（2.9%）増加した。

オ 野菜

平成26年産指定野菜14品目のうち、9品目（主産県調査：だいこん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、きゅうり、なす、トマト）の作付面積は2万5,600haで、前年産に比べて500ha（1.9%）減少した。収穫量は70万2,500tで、前年産に比べて6,200t（0.9%）増加した。

カ 果樹

平成26年産主要果樹7品目（りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、すもも）の栽培面積は4万1,900haで、前年産に比べて200ha（0.5%）減少した。

りんごの結果樹面積は2万7,600haで、前年産に比べて100ha（0.4%）減少した。収穫量は62万400tで、大雨による局地的な被害はあったものの、結実から収穫までの天候に概ね恵まれ、着果数及び果実の肥大が良好となったことから、6万4,500t（11.6%）増加した。

なお、東北のりんごの結果樹面積は全国の74.4%、収穫量は全国の76.0%を占めている。

キ 畜産

平成27年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は2,660戸で、前年に比べて200戸（7.0%）減少した。飼養頭数は10万5,800頭で、前年に比べて3,500頭（3.2%）減少した。

肉用牛の飼養戸数は1万4,500戸で、前年に比べて900戸（5.8%）減少した。飼養頭数は33万3,500頭で、前年に比べて1万3,300頭（3.8%）減少した。

ク 花き

平成26年産切り花類の作付面積は1,651haで、前年産に比べて142ha（7.9%）減少した。出荷量は2億9,280万本で、前年産に比べて1,040万本（3.4%）減少した。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 攻めの農林水産業推進本部

東北農政局では、平成25年1月29日に設置された農林水産省の「攻めの農林水産業推進本部」に対応し、東北農政局長を本部長とする「東北農政局攻めの農林水産業推進本部」を平成25年2月4日に設置した。

設置後、管内市町村、関係者等との意見交換会を平成27年3月31日までに73回開催し、現行制度の運用実態、現場ニーズや事例の収集を行った。

イ 食料の安定供給の確保に向けた取組

(ア) 食料自給率の現状

平成25年度の東北地域のカロリーベースの食料自給率(概算値)は前年度から1ポイント上昇し、105%と全国(39%)を大幅に上回っている。

品目別にみると、米の自給率が368%となっているほか、野菜・果実・魚介類で100%を上回っている。しかし、米を除く自給率は27%と低い水準にある。

(イ) 米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として、東北米粉利用推進連絡協議会との連携により、消費者を対象として、平成26年7月に、「米粉利用拡大セミナー」を開催し、米粉及び米粉食品の特性をPRした。また、平成26年10月に、「ビジネスマッチ東北」に出展し、米粉の利用についての情報提供、米粉食品の試食や展示等により利用拡大の取り組みを行った。

そのほか、学校給食に係る取り組みとして、米飯学校給食回数の増加に向けて、政府備蓄米交付制度の周知や制度の活用を働きかけた。

(ウ) 食育の推進

東北農政局では、食育の普及、活動の推進を図るため、学識経験者、栄養関係者、報道関係者等で構成される東北地域食育推進協議会食育活動表彰審査部会の協力を得て、東北地域食育活動コンクールを実施した。コンクールでは、応募された82事例から、東北農政局長賞2団体、食育活動表彰審査部長賞4団体の計6団体を選出し、平成27(2015)年2月の表彰式典で表彰した。

また、管内10か所で、市町村等が開催する食育に関する会議に参加し、消費者等と食育に関する意見交換を行ったほか、東北農政局及び地域センターでは、食や農業に関するイベント、商業施設等での移動消費者の部屋の開設、小学校等での食育に関する出張講座により、ごはんを主食としながら、主菜、副菜と適度に牛乳・乳製品や果物が加わったバランスのとれた「日本型食生活」の普及や食生活の改善に向けた働きかけを行った。

平成26(2014)年11月には、東北地域の農業体験活動を促進することを目的に「東北地域の農業体験活動実践者向けセミナー」を仙台市で開催した。

さらに、平成26(2014)年度からは、「とうほく食育メールマガジン」を東北地域の359の行政、

団体、企業、個人に対し発信し、食育活動に関する情報などを広く共有した。

(エ) 日本食文化の維持・継承

東北農政局では、情報発信力に優れた大学生・留学生等に水田や米、日本酒について見学・体験をしてもらい、SNS等による発信により、東北の米文化の魅力を国内外にPRする「『東北の米文化』見学・体験ツアー」を企画し、平成26年10月4日(土)に開催した。

見学・体験ツアーは、大学生と留学生併せて16名が参加し、(株)一ノ蔵において酒造り工程を見学した後、大崎市内の水稲ほ場において稲刈りを体験した。

参加者からは、「日本酒を造る大変さを知ることができた。」「農家の人とふれ合うことができてよかった。」等の感想があり、SNSへ見学・体験ツアーの内容や感想をアップしてもらうことにより、東北の米文化の魅力をPRした。

(オ) 食の安全と消費者の信頼の確保

食の安全及び消費者の信頼を確保するために、県等と連携して有害化学物質等の調査、農薬や飼料等の生産資材の適正使用に係る調査・指導、動植物の伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止に取り組むとともに、農産物の安全確保等に有効なGAP(農業生産工程管理)の取組の推進を図った。

また、牛トレーサビリティ法に基づく生産・流通段階における遵守事項について監視・指導等を行った。

食品表示の適正化に向けた監視については、各県及び関係機関等と連携し、監視活動の強化に取り組むとともに、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達について、米穀取扱事業者に対して履行状況の確認を行った。さらに、食糧法に基づき、生産者、需要者等に対して、用途限定米穀(加工用米、新規需要米)の流通状況の確認を行った。

消費者団体等へ安全性をはじめとした食に関する施策情報等の提供を行うとともに、消費者相談窓口において、食料、食生活等に関する77件の相談を受け付けた。

ウ 強い農業の創造に向けた取組

(ア) 農業経営体の状況

東北の認定農業者の数は、平成26年3月末現在においては、高齢化等により再認定申請を行わな

い者の数が新規認定者数を上回ったため、平成25年に引き続き減少し、前年より366経営体（全国2,285）少ない4万6,046経営体（全国23万1,101）となった。（福島県の12市町村においては、東京電力福島第一原発の事故の影響により調査が困難であったため、平成23年3月末現在の数値を用いた。）

平成27年2月1日現在の集落営農数は、3,306で、前年に比べて1減少した。

農業法人のうち農地に係る権利の設定移転を受けた農業生産法人は、平成26年1月1日現在において、前年より142法人増加し1,694法人となった。

平成26年度の東北の新規就農者数は、前年度に比べ111人増加し1,419人となった。

就農区分別にみると、新規学卒は前年度に比べ3人減少し146人、Uターンは34人増加し513人、新規参入は16人減少し169人、雇用就農は96人増加し591人となった。

(イ) 農地の有効利用

平成26年の耕地面積は85万2,500haで、震災からの復興があったものの、耕地の荒廃、宅地等への転用があったことから前年に比べて1,700ha減少した。

平成25年の耕地利用率（耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合）は83.9%で、前年と比べて0.2ポイントの増となった。

平成26年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき農地中間管理機構が各県に設立され、農地の出し手と受け手のマッチング等に取り組んでいる。

東北管内における平成26年度末現在の機構の借入れ面積は1万633ha、転貸面積は7,120ha（うち新規集積面積は2,758ha）の実績となった。

機構による取組の成果もあり、担い手への農地の集積面積は40万5,200ha（担い手への集積率47.5%）、1年間で2万2,200ha（同2.7ポイント）増加した。

また、一般法人の農業参入では、改正農地法施行後（平成21年12月15日～平成26年12月末日）、183法人（全国は1,712法人）が参入した。

耕作放棄地の再生・利用の推進を目的として「第6回東北管内耕作放棄地解消事例発表会」（平成26年10月岩手県盛岡市）を開催し、耕作放棄地の再生・利用の取組事例発表、質疑応答、現地調査を行った。

また、「東北耕作放棄地等情報ネットワーク」

の会員（平成26年4月現在登録会員213名）に向けてメールマガジンを6回配信するとともに、市町村、農業委員会及び農地の引き受け手等に対して「東北地方における耕作放棄地解消の実践事例集6」を作成・配布し、農地活用情報や農業参入情報、耕作放棄地の再生・利用支援策などの情報提供を実施した。

(ウ) 経営所得安定対策等の実施状況

東北の平成26年度の経営所得安定対策等の支払件数は20万8千件で、前年度に比べ1万1千件減少した。（実支払経営体数）

交付金別に見ると、米の直接支払交付金支払件数は18万6千件で、離農等により前年度に比べ1万1千件減少した。

水田活用の直接支払交付金支払件数は11万9千件で、前年に比べ2百件増加し、支払面積は戦略作物である加工用米、飼料用米等の作付面積が増加したことから、9万5千haで、前年度に比べ8千ha（そば、なたね除く）増加した。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）支払件数は1万7千件で、前年度に比べ2千件減少したが、支払数量は大豆、そば等の作柄が良かったことから、全体では6万3千トンで、前年度に比べ1万1千トン増加した。

一方、平成26年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の支払件数は1万9千件で、補てん総額（国費と農業者拠出計）は185億4千万円となった。

(エ) 【人と農地の問題】を解決するための取組

集落・地域の「人と農地の問題解決」のために、集落・地域の関係者による話し合いにより、今後の中心となる経営体やそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を作成する取組を推進している。

各地域で取組が進められた結果、東北のプラン作成数は、平成26年度に205市町村（青森県40、岩手県33、宮城県32、秋田県25、山形県35、福島県40）となった。

(オ) 農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成26年3月現在で30a程度以上の標準区画整備済面積割合は、64.9%（39万6,405ha）と全国平均63.8%とほぼ同じ水準にあるが、1.0ha程度の大区画整備済面積の割合は、12.6%（7万7,028ha）で、全国平均9.3%を上回る整備状況にある。

平成22～26年度のは場整備事業等完了地区において、事業を契機とした担い手への農地の利用集

積率は、事業実施前より2.4～5.0倍に増加した。

(カ) 農業農村の6次産業化の推進

a 農林漁業の6次産業化

東北農政局では、六次産業化・地産地消法に基づく事業計画を平成27年3月末までに累計で317件を認定した。

また、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、各県域毎に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化プランナーの派遣等を行うとともに、当該事業計画が円滑かつ確実に実施されるよう新商品開発や加工施設等の整備に対してソフト面及びハード面で支援を行った。

さらに、農林漁業者等の6次産業化へのチャレンジをサポートする推進組織として平成22年11月に設置した「東北ブロック6次産業化推進行動会議（行動会議）」において、フェイスブックを活用した情報の発信や6次産業化を進めるための事例集の作成・発信を行ったほか、平成27年3月に食と健康をテーマとした講演等を開催するなどした。

b 地産地消の推進

地産地消の推進を図るため六次産業化・地産地消法に基づく「促進計画」の策定を推進し、平成27年3月末までに県段階で6県、市町村段階で140市町村が策定した。

また、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構主催の「地産地消優良活動表彰」及び「地産地消給食等メニューコンテスト」を各県を通じ広く周知したところ多数応募があり、農林水産大臣賞をはじめ10団体が表彰を受けた。

c 農林水産物・食品の輸出

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、平成26年において、統計を取り始めた昭和30年以降最高の6,117億円となった。東北地域は主に果物、米、水産物及び加工品が輸出されている。

東北農政局では、東北地域の輸出拡大に向け、有識者を招へいた「セミナー」や産地間連携の取組を推進するための「意見交換会」等を開催した。

さらに、輸出に取り組む事業者向けに、海外での販売促進活動、海外バイヤーの招へい等の支援を行った。また、輸出を支援する在仙の関係機関が相互に情報提供・共有を行うための輸出促進連絡会議を開催するとともに、メールマガジンにより商談会や各国の輸入規制等の輸出

に関する有益な情報の発信を毎月行った。

(キ) 環境保全に向けた農業の推進

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を支援する環境保全型農業直接支払交付金の東北管内6県における平成26年度の取組状況は、実施件数3,618件、実施面積は前年度に比べ1,241ha増の14,067haであり、全国の24%を占めている。

平成27年1月28日、仙台市において、環境保全型農業推進東北会議（事務局：東北農政局）主催による「有機農業推進セミナーin東北」を開催し、有機農業に取り組む農家や行政関係者ら約110名が参加。

平成26年度の「環境保全型農業推進コンクール（農林水産省主催）」では、庄内産直ネットワーク（山形県鶴岡市）が有機農業の部で農林水産大臣賞を受賞。また、平成26年度から東北農政局長賞を新設し、平成27年3月12日に開催した「東北ブロック環境保全型農業推進コンクール表彰式・シンポジウム」において優良な4事例を表彰するとともに、事例発表等を行い環境保全型農業の理解促進に努めた。

環境に配慮した農業を実践するエコファーマーの東北管内6県における平成26年3月末時点の認定件数は、47,398件であり、全国の25%を占めている。

エ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(ア) 農村地域の現状

販売農家における世帯員数は、昭和60年の283万2千人に対し、平成22年は129万9千人となり、153万3千人（54.1%）減少した。

年齢別世帯員数をみると、29歳以下は、昭和60年の104万人（世帯員数に対する割合36.7%）に対し、平成22年は30万7千人（同割合23.6%）となり、73万3千人（70.5%）減少した。

一方、65歳以上の高齢者は、昭和60年の44万人（同割合15.6%）に対し、平成22年は42万4千人（同割合32.7%）となり、1万6千人（3.6%）減少した。

(イ) 農作物鳥獣被害対策の展開

「鳥獣被害防止特別措置法」（平成19年12月21日法律第134号）に基づく市町村の被害防止計画は、平成26年4月末までに166市町村（74%）において作成され、これら被害防止計画に基づく取組を促進するため、市町村を中心とした協議会75団体が「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用して、捕獲や侵入防止柵の設置等に取り組んだ。

加えて、平成25年度から継続して「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」により各県（岩手県、宮城県、山形県及び福島県）協議会に造成した基金を活用し、県、市町村の緊急捕獲等計画に基づき、集中的かつ効果的な被害防止対策に取り組んだ。

また、東北農政局では、「東北地域野生鳥獣対策ネットワーク」を設立（平成25年9月）し、メールマガジンの発行等を継続的に行い、国の施策や各地域における取組事例などについて、関係者間での情報共有を図った。

(ウ) 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度では平成26年度、東北175市町村の4,450集落等に中山間地域等直接支払交付金が交付され、その交付総額は90億2,300万円、交付対象農用地面積は7万985haとなった。また、全交付対象農用地面積の85%に当たる6万645haでは、集団的かつ持続可能な体制整備など農業生産活動を継続するための前向きな取組を行った。

(エ) 多面的機能支払交付金の取組

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うもので、地域資源の適切な保安全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもので、平成26年度については、東北227市町村の約9割にあたる206市町村で実施しており、農地維持支払の取組面積は38万5千331ha、4,721の活動組織で取組を行った。

(オ) 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー発電の導入を促進するため、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）の各地域での説明会、農林漁業者等が再生可能エネルギー発電事業の取組に必要な活動を2地区、小水力等発電設備の導入に係る調査設計及び協議調整への支援を73地区で実施した。また、バイオマス産業都市の構想づくり及び構想実現に必要な施設整備への支援をそれぞれ1地区で実施した。

(カ) 都市と農村の共生・対流による地域活性化等

農山漁村の活性化を図るため、県又は市町村が作成する活性化計画に基づく取り組みを総合的に支援した。

平成26年度までに東北227市町村において252の活性化計画が策定され、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が交付された。

また、農林水産省、文部科学省、総務省、環境省が連携し、小学校が農山漁村での宿泊体験活動を推進する子ども農山漁村交流プロジェクトについて、平成26年度までに東北では37カ所の受入れモデル地区を決定した。

(5) 関係機関との連携強化

攻めの農林水産業等に関する情報を発信及び現場の声を収集するため、市町村（長）との意見交換会（懇談会）を開催し、幅広く意見交換を行うとともに、福島県の避難区域等市町村の営農の再開、農業の再生に向け、農林水産本省、福島復興局及び関係自治体等と連携して、直接現場に出向いて意見交換等を行い、関係事業の活用を含めた課題の解決・支援を推進した。

また、農林水産業の6次産業化に向けた「東北ブロック6次産業化推進行動会議」の活動など関係機関と連携した取組を進めた。

(6) 広報活動

報道関係者に対して、プレスリリース（98回）、記者レクチャー（3回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

東北の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」を1,500部発行し、一般消費者や地方公共団体関係者及び報道関係者等に東北における食料・農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、ホームページ掲載内容の迅速な更新を行うとともに、東北農政局メールマガジン（平成27年3月末現在登録会員7,038名）を毎月2回配信した。

東北農政局の「消費者展示コーナー」では、管内市町村等の協力を得て、農林水産業に関する特色ある展示を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者の部屋」や消費者コーナーを設置し、消費者に情報提供を行った。

2 関東農政局

(1) 各種災害の発生

ア 大雨による麦の穂発芽被害

平成26年6月6日から9日にかけて、動きの遅い低気圧や前線の影響で関東地方一円が大雨となった。

全国屈指の麦の産地である茨城県、栃木県、群馬県では、二条大麦、六条大麦の収穫期を迎えており、5月下旬からの高温のため実の成熟が進んでい

た後の降雨の影響で、収穫前の穂に実った種子から芽が出てしまう「穂発芽」が発生し、大きな被害を受けた。

イ 御嶽山噴火

平成26年9月27日、長野県と岐阜県にまたがる御嶽山が噴火し、御嶽山西側の岐阜県下呂市から東側の山梨県甲府市にかけて広範囲で降灰が発生した。

関東農政局管内の農作物への影響としては、長野県木曾町、木祖村、王滝村の一部ほ場に降灰が見られたが、はくさいは外葉を取り除き、灰を洗い流して出荷し、そば、水稲についても脱穀調整等を丁寧に行うなど、生産者をはじめ、関係団体・機関等による迅速な対応により、大きな被害には至らなかった。

ウ 長野県北部を震源とする地震

平成26年11月22日、長野県北部を震源とするマグニチュード6.7の地震が起こり、長野市、小川村、小谷村で震度6弱、信濃町、白馬村で震度5強を観測した。

人的被害、家屋倒壊をはじめ、農地及び水路・農道等の農業用施設についても被害が発生したが、被災地が地震発生直後より降雪期を迎えたため、農地等被害の全容解明は雪解けを待って再開されることとなった。

(2) 地域経済、農業産出額及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成26年度の経済情勢をみると、関東財務局による総括判断では、第1四半期及び第2四半期で消費税引上げに伴う駆け込み需要及びその反動がみられるものの回復の動きが続いており、第3四半期及び第4四半期で一部の弱さが残るものの回復の動きが続いているとされた。

雇用情勢は、有効求人倍率が上昇、新規求人数が増加するなど、4四半期を通じて緩やかに回復した。

生産活動については、第3四半期に足踏みがみられたが、第1四半期、第2四半期及び第4四半期には持ち直した。非製造業においては、情報サービス業及び広告業の売上高が4四半期を通じて前年を上回った。

イ 農業産出額

平成26年の農業産出額（都道府県別推計）は2兆1,525億円で、前年に比べ374億円（1.7%）減少し、全国の農業産出額（都道府県別の合計）に占める関東農政局管内の割合は26%となっている。

また、茨城県の農業産出額は4,292億円で、全国では北海道に次ぐ産出額となっている。

ウ 農業経営

平成26年の個別経営（農業経営体1経営体当たり）の状況をみると、農業粗収益は473万3千円で、前年に比べ7万7千円（1.7%）増加した。

一方、農業経営費は352万3千円で、飼料費、動物費等が増加したこと等から前年に比べ24万9千円（7.6%）増加した。

この結果、農業所得は121万円となり、前年に比べ17万2千円（12.4%）減少した。

また、総所得は466万4千円で、総所得の構成をみると、農業所得が25.9%、農外所得が36.1%、年金等の収入が37.8%となっている。

(3) 農業生産の動向

ア 水稲

平成26年産の水稲（子実用）の作付面積は30万9,600haで、前年産に比べ6,300ha（2.0%）減少した。

作柄は、生育期間が好天であったため、全もみ数は、各都県とも「平年並み」ないし「多い」となった。

登熟は、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県及び山梨県が「平年並み」となったものの、その他の都県では8月下旬から9月上旬の日照不足や9月の低温により「やや不良」となった。

この結果、10a当たり収量は543kg（作況指数102）となり、収穫量は168万1千tで、前年産に比べ4万3千t（2.5%）減少した。

イ 麦

平成26年産の4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）合計の作付面積（子実用）は3万9,300haで、前年産に比べ300ha（0.8%）減少した。

収穫量は、作付面積の減少及び10a当たり収量が低下したことから11万8,600tとなり、前年産に比べ2万7,500t（18.8%）減少した。

ウ 大豆

平成26年産の大豆（乾燥子実）の作付面積は1万700haで、前年産に比べ200ha（1.8%）減少した。収穫量は1万6千tで、前年産に比べ100t（0.6%）減少した。

エ 野菜

平成26年産の主要野菜（主産県調査・指定野菜14品目）の作付面積は9万3,500ha、収穫量は344万2千tであった。

作付面積が多い品目の収穫量は、キャベツが67万7,400t、レタスが37万5,500t、ねぎが24万7,300t、ほうれんそうが12万9,500tであった。

なお、この4品目で主要野菜の作付面積の50%を

占めている。

オ 果樹

平成26年産の果樹（調査対象14品目）の結果樹面積は5万100haで、収穫量68万700tであった。

主な品目の収穫量は、みかんが14万7,500t、りんごが17万8,300t、日本なしが12万4,400t、ぶどうが8万3,600tであった。

カ 花き

平成26年産の花き（主産県調査）の作付（収穫）面積は、切り花が3,859ha、鉢ものの類が649ha、花壇用苗ものの類が605haであった。

キ 畜産・飼肥料作物

平成27年2月1日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛が20万1,600頭、肉用牛が30万1,500頭で、前年に比べそれぞれ7,300頭（3.5%）、1万7,700頭（5.5%）減少した。

平成26年の生乳生産量は127万3,239tで、前年に比べ2万6,902t（2.1%）減少した。

平成26年産の飼肥料作物の作付面積は6万2,100haで、前年産に比べ5,200ha（9.1%）増加した。

ク 茶

平成26年産の茶の栽培面積は2万300haであった。

荒茶生産量（全国調査）は3万4,200tで、全国の41%を占めている。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の向上に向けた取組

平成25年度の関東農政局管内のカロリーベースの食料自給率（概算値）は、平成25年10月1日現在の都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県についてみると、それぞれ、1%、2%及び11%となっている。

その他の地域については、茨城県が72%、栃木県が75%、群馬県が34%、千葉県が28%、山梨県が19%、長野県が53%、静岡県が17%となっており、全国平均39%と比較すると総じて低い水準にある。

一方、平成25年度の関東農政局管内の生産額ベースの食料自給率（概算値）は、都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県についてみると、それぞれ4%、12%及び22%となっている。

その他の地域については、茨城県が126%、栃木県が113%、群馬県が92%、千葉県が67%、山梨県が83%、長野県が119%、静岡県が52%となっており、全国平均65%と比較すると都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県を除くと総

じて高い水準にある。

イ 「人と農地の問題」を解決するための取組の推進

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により、地域農業の展望を描くことが困難な集落や地域が多数存在している。このような人と農地の問題を解決するため、平成24年度から、集落や地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体とその経営体への農地集積方法、地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン」の作成、見直しを推進した。

関東農政局では、各都県と連携し、関係する支援策及び各都県の取組状況や優良事例等の情報共有を進め、各集落・地域における取組の推進を図った。

これにより、関東農政局管内においては平成27年3月末までに、作成を予定している378市町村のうち、368市町村（97%）、1,265地域において「人・農地プラン」が作成された。

ウ 農地の有効利用に向けた取組

今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現すると政府目標を掲げ、その達成のため毎年の担い手への農地集積の目標「年間集積目標面積」が、全国で14万9千ha、関東農政局管内で3万2千haと設定され、農地の公的な中間的受皿として整備された農地中間管理機構による農地中間管理事業等を活用して、担い手（効率的かつ安定的な農業経営体及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営体）への農地の利用集積を推進した。

関東農政局管内における過去1年間の集積増加面積は、「安心して貸すことができる」という農地中間管理機構の仕組みが農家に十分理解されなかったこと、人・農地プランなど、地域において、まとまった農地を機構に貸し出す方向での話し合いが進んでいなかったこと等により、目標達成の手段である農地中間管理機構が軌道に乗ったとは言い難い状況のため、農地中間管理機構を介さないものを含めて1万ha（目標の32%程度）に留まった。

エ 経営所得安定対策等の実施

平成26年度の支払件数は14万2千件（対前年比1万1千件減）となった。

交付金別に見ると、米の直接支払交付金は12万6千件（対前年比1万件減）、水田活用の直接支払交付金は6万5千件（対前年比1千件減）、畑作物の直接支払交付金は1万2千件（対前年比1千件減）となった。

支払面積では、米の直接支払交付金は、小規模層

から大規模層へ作付が集約された一方、交付単価の半減（1万5千円/10a→7,500円/10a）により小規模農業者を中心に加入者が減少し12万1千ha（対前年比5千a減）となり、水田活用の直接支払交付金は、飼料用米の取組が数量払の導入（10a当たり最大10.5万円）により大きく増加し、全体で6万7千ha（対前年比5千ha増）となった。

畑作物の直接支払交付金の支払数量は、麦類が収穫期の降雨の影響による穂発芽の発生等により大きく減少し、全体で10万7千t（対前年比1万3千t減）となった。

オ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業の普及・啓発を目的とした環境保全型農業推進コンクールにおいて、関東農政局管内では、農林水産大臣賞1点の受賞があり、平成27年2月に農林水産省本省主催で表彰式が行われた。また、同コンクールの管内事例を対象として関東農政局長賞3点を決定し、平成27年3月に表彰式及び事例発表会を行った。

さらに、平成23年度から地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に直接支援する環境保全型農業直接支援対策を実施し、平成26年度においては1,726件、実施面積4,245ha（対前年度比7.9%増）に対して交付を行った。

カ 農林水産物・食品の輸出促進

関東農政局では、管内の輸出促進を推進する8県の組織と情報共有等の連携を図りつつ輸出促進に取り組んだ。さらに、輸出に取り組む事業者向け対策事業により、産地の農林漁業者や食品事業者が組織する団体等の海外販売促進活動及び輸出環境整備等の取組に対して支援を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、一部の国・地域が輸入規制を行っている。そのため、これらの国・地域へ日本から食品等を輸出する際には、輸出先国が求める証明書が必要となっており、平成25年度からは国が一元的にその発行を行っている。なお、平成27年2月1日からインターネットを利用して申請する「輸出証明書発給システム」が導入され、このシステムを利用した輸出証明書の発行では、申請先以外の全国の地方農政局や地域センター等において交付を受けることが可能となった（平成26年度関東農政局管内証明書発行件数1万7,479件）。

キ 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農業

及び飼料並びに水産用医薬品の使用実態調査、農産物のヒ素等の有害物質実態調査、BSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザについて発生リスクを低減するための県の取組への支援等を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による農畜水産物への影響を検証するため、検証の対象とする品目、放射性物質を定めてデータ整備を行い、生産・出荷の円滑な推進等を図るため、都県等が安全な食品を安定的に供給する体制づくりのための支援を行った。

なお、消費者の信頼を確保する取組として、関東農政局及び各地域センターにおいて「消費者団体との意見交換会」を開催し、「都市農業の振興」、「食料自給率の向上」等をテーマに意見交換を行ったほか、ホームページや電子メール等を通じて、消費者等に対して積極的に情報提供を行った。

さらに、生鮮食品、加工食品、有機農産物等の表示調査、食品表示110番等の情報を活用した事実確認のための立入検査等を実施し、食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示の適正化を推進する事業者の自主的な取組を促進するため、各都県において食品事業者表示適正化技術講座を28回開催し、延べ1,268名が参加した。

米穀の適正流通の確保については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき、米飯類を対象として外食事業者を中心に立入検査を実施するとともに、食糧法遵守事項に基づき、用途限定米穀の主食用等への横流れ防止のため、生産者、加工業者等に立入検査等を実施した。また、米トレーサビリティ制度の周知のため、保健所等の関係機関が開催した説明会を活用し、制度説明、パンフレットの配布、個別相談等を行った。

ク 食育の推進

関東農政局における食育の推進は、「日本型食生活」の普及や農林漁業体験の推進を図るため、セミナーなど各種イベントを開催するとともに、企業の食育活動の継続・拡大を図るため、積極的に食育活動を実践する企業等を対象に、情報や課題の共有を図ることを目的とした交流会を開催した。

また、「関東地域食育推進ネットワーク」では、ホームページ、電子メールを活用し、企業やNPO団体など、参加者相互の情報交換や情報発信の支援を行った。さらに、関東農政局管内の各都県では、ネットワーク参加者による実践事例の報告会や意

見・情報交換会を実施した。

ケ 食品リサイクルの推進

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、事業者ごとに再生利用等の実施率目標や定期報告義務が新設され、関東農政局では、改正法が円滑に運用されるよう、該当する事業者への訪問等により周知及び徹底を図るための取組を行ってきている（平成26年度916事業者）。

また、対象事業者に対する定期報告義務制度についての普及、報告書の記入方法の説明等を目的として、さいたま市、東京都江東区、横浜市の計3会場（延べ5回）で説明会を開催した（出席者数約450人）。平成26年度の定期報告書提出数は1,205件で、全国の約3分の1を占めている。

さらに、優良な再生利用事業者を育成することを目的として、登録再生利用事業者制度に基づき、平成26年度は10件の再生利用事業者の新規登録、更新等を行った（平成27年3月末関東農政局管内登録事業者数55件）。

コ 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく事業計画の認定は、平成27年3月末までに総合化事業計画が345件、研究開発・成果利用事業計画が13件行われ、この認定事業計画の取組に対する支援として、商品開発、販路拡大及び施設整備等への補助事業による助成、制度資金による融資等を行うとともに、事業計画の作成支援や認定事業計画のフォローアップのため6次産業化プランナーの派遣等を行った。

サ バイオマスの利活用の推進

平成21年9月にバイオマス活用推進基本法が施行され、平成22年12月に同法に基づくバイオマス活用推進基本計画が策定された。関東農政局では、同計画に基づき、都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画の策定並びに実施に向けた地域での取組を推進したところ、平成26年度までに4県7市町の11地区で計画が策定された。

また、平成24年9月、関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）で構成されたバイオマス活用推進会議において「バイオマス事業化戦略」が決定され、その取組の一つに、バイオマス産業を軸とする「環境にやさしく災害に強いまち・むらづくり」を目指す地域、いわゆるバイオマス産業都市の構築が盛り

込まれ、平成30年までに全国で100地区の構築を目指すこととされた。関東農政局では、バイオマス産業都市の構築を進めるため、「バイオマス活用アドバイザー関東ブロック連絡会」などに出講し、管内都県、市町村に対して普及推進を図った。平成26年度までに、関東農政局管内では2地域が選定された。

シ 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害の軽減のため、関東農政局管内都県と連携しつつ、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成を推進したところ、平成27年3月時点の被害防止計画策定市町村数は293市町村（対前年比5市町村増）となった。

また、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊については、市町村への督励活動等を実施しており、129市町村（対前年比38市町村増）で設置された。

ス 耕作放棄地解消の取組

耕作放棄地解消に向け、耕作放棄地対策検討チーム（平成24年4月設置）を主体に、県及び市町村との意見交換、耕作放棄地再生利用セミナーの開催を通じて、耕作放棄地解消に取り組んでいる。その活動の一環として、平成21年度に創設された「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の周知を図り、荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援した。平成26年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して152haの耕作放棄地を解消した。

セ 多面的機能の維持・発揮

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動について、2,515活動組織、15万613haで取り組まれた。

また、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動を維持する取組が、2,723協定、2万3,451haで行われた。

ソ 農業生産基盤の整備

農業競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進した。国が事業主体となる国営事業については、大規模な優良農業地域において12地区〔（新規2地区）荒川中部、大利根用水、（継続10地区）釜無川、牧之原、伊那西部、笛吹川沿岸、両総、北総中央、那珂川沿岸、印旛沼二期、中信平二期、大井川用水（二期）〕で実施し、基幹的な農業水利施

設等の整備や保全を行った。

なお、関東管内の耕地面積は全国の約18%を占め30 a 程度以上の区画整備済水田の割合は、63.7% 1 ha 以上の区画整備済水田の割合は5.9%となっている。

タ 東日本大震災で被災した農地・農業用施設等の復旧・復興支援

関東農政局では、農地・農業用施設等の復旧・復興支援のため、平成23年度から職員を派遣している。平成26年度においては、福島県相馬市に4名×11ヶ月間、2名×1ヶ月間（延べ35名）派遣した。

(5) 関係機関との連携強化

各種施策の推進に当たり、関係省庁、都県、生産者団体、消費者団体、試験研究機関等との各種会議や意見交換を行った。

新たな食料・農業・農村基本計画の閣議決定を受けて管内ブロック説明会及び都県説明会を開催し、農業者、消費者、食品産業関係者、地方自治体など、幅広い関係者に周知するための活動を開始した。

(6) 広報活動

「平成26年度関東食料・農業・農村情勢報告」では、関東農政局管内の食料・農業・農村をめぐる状況や課題等を明らかにするとともに、関東農政局の取組や優良事例などを紹介しながら公表を行った。「関東農政局メールマガジン」では、関東農業に関する情報を中心に掲載し1ヶ月に2回発行した。

平成26年4月より、さいたま新都心合同庁舎1号館2階エントランスへ、合同庁舎へ入居している各機関専用の掲示板が用意されたことから、農業関係者以外の消費者に向け、関東農政局の取組を紹介する各種ポスター及びパンフレットを掲示し、広報活動を行った。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成26年度の経済情勢を見ると、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響を受けつつも、緩やかに回復した。

個人消費は、百貨店・スーパーの売上高に持ち直しの動きが見られ、乗用車販売、家電販売は底堅く推移した。設備投資は、製造業を中心に増加し、公共投資は、各種経済対策に基づく案件が落ち着いてきたことから、減少傾向となった。生産は、製造業が増加した。業種別にみると、化学、電子部品・デバイスとは着実に増加した。雇用情勢は、有効求人倍率が高水準で推移し改善された。

イ 農業経営（水田作経営）

北陸管内の平成26年水田作経営1経営体当たりの農業粗収益は251万円で、前年に比べ28万円（10.0%）減少した。

一方、農業経営費は217万円で、前年に比べ7万円（3.3%）増加した。

この結果、農業所得は33万円となり、前年に比べ35万円（51.5%）減少した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は454万円で、前年に比べ22万円（4.6%）減少した。

水田作作付け延べ面積規模別で最も大きい20ha以上階層農業所得は811万円と、北陸管内において平均的な経営規模である1.0～2.0ha階層（22万円）の約37倍となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成26年産水稲の作付面積（子実用）は前年産に比べ200ha（0.1%）減少し、21万2,500haとなった。

10 a 当たり収量は、全もみ数が「平年並みからやや多く」、登熟は「やや不良」となったことから、作況指数100の536kgとなった。

県別では、新潟県が作況指数101の547kg、富山県が101の541kg、石川県が98の508kg、福井県が98の510kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を2万1千t（1.8%）下回る113万9千tとなった。

イ 麦

平成26年産六条大麦（子実用）の作付面積は前年産に比べ60ha（0.6%）増加し、9,740haとなった。

10 a 当たり収量は、前年産を7kg（2.3%）上回る308kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を900t（3.1%）上回る3万tとなった。

ウ 大豆

平成26年産大豆（乾燥子実）の作付面積は前年産と同じく1万2,600haとなった。

10 a 当たり収量は、前年産を26kg（18.3%）上回る168kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を3,300t（18.4%）上回る2万1,200tとなった。

エ 畜産

平成27年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は370戸（前年比4.9%減）で、飼養頭数は1万4,800頭（同4.5%減）となった。

肉用牛の飼養戸数は434戸（同5.4%減）で、飼養

頭数は2万1,000頭（同6.7%減）となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

食料・農業・農村に関する各種施策の基本となる「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向け、1月に意見交換を実施した。

ア 食料自給率向上に向けて

(ア) 食料自給率向上に向けた取組

北陸管内の平成24年度における食料自給率は80%と高い値を示している一方、米を除く自給率は13%と全国の水準を下回っている。

このため、食料自給率向上に向け「フード・アクション・ニッポン」キャンペーンを実施し、その中で、「石川の農林漁業まつり」等のイベントや北陸農政局「消費者の部屋」を活用し、国産の米粉・大豆・六条大麦の消費拡大や、地産地消を推進するパネル展示や、資料配布を積極的に行って食料自給率向上につながる行動を市民にPRしている。

食料自給率向上に寄与する事業者・団体等の取組を一般から広く募集し、優れた取組を表彰し、その活動を広く社会に浸透させることを目的とした「フード・アクション・ニッポンアワード2014」への応募を呼びかけた結果、北陸管内の団体等から多数の応募があり、14件が入賞し、1件が優秀賞を、2件が審査委員特別賞を受賞した。

また、東日本大震災被災地の食と農の復興を応援する取組である「食べて応援しよう!」への参加についても、各種イベント等で積極的にPRした。

加工・業務用野菜の生産拡大を図るため、「加工・業務用野菜流通セミナー」（平成26年10月金沢市）を開催し、生産・流通段階における取組の報告等を行った。

また、飼料自給率の向上を図るため、水田における稲発酵粗飼料用稲や飼料用米の作付拡大に取り組み、平成26年産の稲発酵粗飼料用稲の作付面積は749ha（対前年比15.4%増）となった。一方、飼料用米作付面積については、水田活用の直接支払交付金の数量払いの導入により、1,830ha（対前年比32.5%増）となった。

(イ) 米消費拡大の推進

米の消費拡大に向けて、市町村への米飯学校給食の拡大の推進やごはん食の効用の普及・啓発、販売業者への業務用米の安定的な取引の推進のほか、各種イベント等における普及・啓発活動などに取り組んだ。

また、米粉の利用促進を図るため、北陸地域米粉利用推進連絡協議会や各県と連携し、米粉セミナー（平成26年12月金沢市）や米粉料理講習会（平成27年3月福井市）を開催するとともに、北陸地域の「米粉製品販売店マップ」（平成27年3月末現在300店舗）をホームページで紹介した。

イ 経営所得安定対策の着実な推進

(ア) 経営所得安定対策の取組

経営所得安定対策は、平成25年にとりまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき見直しを行い、平成26年度は、米の直接支払交付金を26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年産までの時限措置として実施するとともに、米価変動補填交付金については、廃止した。また、担い手経営安定法を改正し、平成27年度から畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と米・畑作物収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の対象農業者を認定農業者、集落営農及び認定新規就農者とし、いずれも規模要件を課さないこととした。

平成26年度の加入推進に当たっては、県段階、地域段階の農業再生協議会と連携しながら、積極的に推進活動を展開した。

北陸管内の申請件数は10万7,811件となり、前年度の支払実績と比べ6,433件減少した。

経営形態別にみると、個人が10万5,061件、法人が1,640件、集落営農が1,110件となり、平成25年度と比較して個人が減少し、法人は増加し、集落営農は横ばいとなった。

交付金別にみると、米の直接支払交付金が10万4,710件、水田活用の直接支払交付金が5万2,861件、畑作物の直接支払交付金が7,636件、米・畑作物収入減少影響緩和交付金が1万2,444件となり、前年度と比較して米の直接支払交付金が減少し、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物収入減少影響緩和交付金は増加した。

(イ) 平成26年産米の需給調整の取組

平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられた「水田のフル活用と米政策の見直し」を踏まえ、需要に応じた米生産が行われるよう努めた。

ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

(ア) 人・農地プランの推進

集落や地域における徹底した話し合いを通じて、今後の地域の中心となる経営体や将来の農地利用

のあり方と農地中間管理機構の活用方針、中心となる経営体以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」（以下「プラン」という。）の作成・見直しを推進してきた。

北陸管内におけるプランの作成状況は、平成27年3月末現在、作成を予定した79市町村（新潟県：28市町村、富山県：15市町村、石川県：19市町、福井県：17市町）の全てにおいて、2,311地域のプランが作成された。

(イ) 認定農業者の動向

平成26年3月末現在の認定農業者数は、高齢化等の理由で再認定申請を行わない者の数が新規認定者数を上回ったため、前年に引き続き減少し、1万7,194経営体（対前年540経営体減）となった。

一方、認定農業者のうち法人の数は、前年に比べ113経営体増加し1,797経営体となった。

(ウ) 集落営農の組織化・法人化の動向

平成27年2月1日現在の集落営農数は2,373（全国構成比16%）で、前年に比べ27増加した。組織形態別にみると、法人は935で全体の39%と、全国の24%を15ポイント上回っている。

(エ) 一般法人の農業参入の動向

平成21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の法人（一般法人）が農業に参入する際の規制が大幅に緩和された。この改正を受けて、平成21年12月から平成26年12月の5年間で新たに98法人が農業に参入した。改正農地法施行以前6年半（平成15年4月から平成21年12月）の間に参入した法人数は55法人であることを踏まえると、大きな伸びとなった。

(オ) 農地利用集積の状況

平成26年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）」に基づき、各県に農地中間管理機構が指定され、担い手への農地利用集積に向けた新たな制度がはじまった。

平成27年3月末までの貸付面積は5,000haで、そのうち担い手への新規集積面積は2,250haとなった。

(カ) 優良農地確保対策の推進

農地転用許可制度、農業振興地域制度の適正運用により、優良農地の確保に努めた。

また、耕作放棄地の再生利用等を推進するため、北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチームにおいて局内での情報共有等を行うとともに、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による実態把

握、市町等との意見交換等を行い、耕作放棄地の解消等に向け取組を実施した。

(キ) 新規就農の促進

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年の新規就農者の大幅な増大を図るため、就農前後の青年就農者に対する青年就農給付金、青年就農者の農業法人等への雇用就農を促進する農の雇用事業、地域リーダーを育成する農業者育成支援事業を行った。

(ク) 女性農業者の参画に向けた取組

農山漁村における女性の経営参画や起業活動を促進するため、「北陸地域農山漁村女性6次産業化実践セミナー」（6月）及び「北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム」（11月）を開催した。

(ケ) 障害者就労の促進

農業分野における障害者就労を促進するため、障害者の就農に取り組むNPO法人や社会福祉法人、農業生産法人など関係団体、国・地方公共団体等の行政機関をメンバーとする「北陸障害者就農促進ネットワーク」において、「北陸障害者就農促進ネットワーク公開セミナー」（7月）及び「北陸障害者就農促進に関する意見交換会」（7月、12月）を開催した。

エ 食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ア) 食の安全と消費者の信頼確保に関する取組

a コミュニケーションの推進、消費者への情報提供及び意見交換

消費者の食に関する知識を深めるための「とくだねe～講座」を30回実施するとともに、「消費者団体との意見交換会」を「食の安全・消費者の信頼確保」、「地域農業を守り、安全な食を通じて農業の未来を拓く」等テーマで実施（各県2回、延べ8回）し、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図った。

b 農産物のリスク管理の推進

農産物の残留農薬やかび毒及びヒ素含有等の実態について各県と連携して調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止、各種有害物質等の吸収抑制・低減対策等の徹底を働きかけた。

このほか、各県の病害虫防除所職員等担当者を参集した技術研修会を開催し、各県における病害虫同定診断技術の向上を図った。

c 家畜伝染病の発生・まん延防止

北陸管内での高病原性鳥インフルエンザ等の

発生リスクを低減するための各県の取組への支援等を行うとともに、発生した場合に迅速かつ確かな対応が可能となるよう、「北陸農政局管内において特定家畜伝染病が発生した場合等における対応マニュアル」に基づき、模擬訓練及び防護服の着脱訓練を実施した。

d 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）に関する取組

ペットフード安全法（平成20年6月18日法律第83号）に基づき、製造・輸入業者の届出を受け付けるとともに、販売業者への立入調査及び卸売業者への立入検査を実施した。

e 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）（平成15年6月11日法律第72号）に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び牛肉の販売業者等に対して巡回を実施し、点検・指導を行った。

f 食品表示の監視・指導等

農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）（昭和25年5月11日法律第175号）に基づく食品の適正表示を推進するため、食品事業者に対して生鮮食品表示状況及び加工食品の原料原産地等の表示状況の調査並びに食品表示110番等に寄せられた不適正表示等に関する情報に基づく調査を実施し、不適正な表示を確認した場合は指導を行った。なお、北陸農政局では、本年度は19業者に文書指導を実施した。

また、事業者及び消費者に対して、食品表示制度の普及・啓発を図るための出張講座等を実施（37回）するとともに、食品の製造・流通・卸・小売業者に対して、北陸管内7都市において「食品事業者表示適正化技術講座」を実施した。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関との連携を図るため、各県で開催された「食品表示監視協議会」に参画し、不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

さらに、レストラン等における不適切なメニュー表示の多発を受け、消費者庁への併任発令を受けた食品表示等の監視を担当する職員が、平成26年3月から11月までの間、景品表示法に基づく監視業務を実施した。

(イ) 米の適正流通確保等に向けた取組

a 用途限定米穀の横流れ防止

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（食糧法遵守省令）（平成21年11月5日農林水産省令第63号）に基づき、用途限定米穀（加工用米、飼料用米等新規需要米、備蓄米等）の適正流通確保のため、北陸管内の米穀の出荷販売事業者等への立入検査を実施した。

b 米トレーサビリティ法について

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）（平成21年法律第26号）に基づき、米穀を使用する北陸管内の飲食店等を対象に履行確認等のための立入検査を実施した。また、同法に基づく取引記録の作成・保存、産地情報の伝達等について、関係する各種事業者団体への普及・啓発のため、北陸管内で55回の説明会等を実施した。

c 適切な農産物検査制度の運営確保の取組

農産物検査法（昭和26年4月10日法律第144号）に基づく制度の適切な運営を図る観点から、北陸管内の登録検査機関を対象に立入調査を実施した。

北陸管内で登録検査機関の登録の取消を1件行った。

(ウ) 地域における食育の取組

「食育月間」の取組として、北陸管内で「気をつけていますか？毎日の食事」をテーマとした「とくだねe～講座」の開催、「移動消費者の部屋」の開設によるパネル展示、企業・大学等の食堂での卓上メモを活用した食育に関する情報提供活動等を実施した。石川県では、「北陸農政局食育現地見学会」を開催し、水産流通現場等を見学して意見交換を行い、食に関する知識を深めた。

会員相互の交流の場として、「食育ネットほくりく」交流会を北陸管内各県で開催した。石川県では、「食の大切さや地域の伝統的な食文化を次世代に伝えるために」をテーマに、農家レストラン「むろたに」代表 室谷加代子氏による講演（演題「能登の食文化を次世代に伝えるために」）、パネルディスカッション、会員との意見交換を実施した。

「日本型食生活」の普及を目指した取組として、パンフレット「みんなの食育」を作成し、情報提供を行った。また、食事バランスガイドを活用した「とくだねe～講座」の開催や一般の方を対象に「日本型食生活等アンケート調査」を実施した。

子供から大人まで幅広い層に教育ファーム等農

林漁業体験への参画を促すため、取組主体の活動を調査し、農政局ホームページで紹介した。

その他、メールマガジン、農政局ホームページ、リーフレット等を活用して食育に関する情報提供を行った。

オ 6次産業化等への取組

(ア) 6次産業化の推進に向けた取組

6次産業化ネットワーク活動交付金を活用した県主導による推進体制のもと、各県が定めた実施方針に基づくサポート機関の設置・体制の整備、プランナーによる相談・支援活動等について支援を行った。

また、各県ごとに県、農林漁業団体、ボランティアプランナー等を構成員とする「6次産業化推進企画委員会」を設置し、6次産業化の推進方策等の検討、意見交換を行った。

このような取組の結果、平成26年度は、総合化事業計画13件を認定した。

さらに、認定事業者の進捗状況のフォローアップとして意見交換会等を行った。

(イ) 地産地消の推進に向けた取組

地産地消の推進のため実施された「地産地消給食等メニューコンテスト」の学校給食・社員食堂部門において福井県内の団体が食料産業局長賞、外食・弁当部門において福井県内の団体が食料産業局長賞、富山県内の団体が審査委員特別賞をそれぞれ受賞した。また、北陸農政局長賞を設定し、学校給食・社員食堂部門において3団体（新潟県、富山県、石川県内の団体）、外食・弁当部門において3団体（新潟県、富山県、石川県内の団体）を表彰した。

このほか、地産地消優良活動表彰として、新潟県内の団体の取組が食料産業局長賞を受賞し、2団体（すべて富山県内の団体）を北陸農政局長賞として表彰した。

(ウ) 農林水産物・食品等の輸出促進に向けた取組

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携し、輸出に関する知識・意識の向上を図るための輸出セミナー（12月）を開催した。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて食品等の輸入規制をしている諸外国への輸出証明書の発行業務を行い、平成27年3月末現在で1,820件の証明書を発行した。

カ 農山漁村地域の活性化への取組

(ア) 農山漁村の活性化に向けた取組

北陸管内においては「農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）（平成19年5月16日法律第48号）」に基づく「活性化計画」が、15市町において新たに19計画策定され、平成19年度からの累計で65市町において221の計画が策定されている。これらの「活性化計画」に基づき米粉処理加工施設の導入など、農山漁村地域の創意工夫を活かした取組に対し「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を交付し支援を行った。

(イ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農村との交流等を通じた農山漁村の活性化に向けては、グリーン・ツーリズムや子ども農山漁村プロジェクトなど、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付（「都市農村共生・対流総合対策交付金」。北陸管内27地区）した。

(ウ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）（平成19年12月21日法律第134号）及び鳥獣被害防止総合対策事業等について北陸管内市町村等への周知を図った。

その結果、平成27年3月末現在で、北陸管内81市町村中79市町村において同法に基づく被害防止計画が作成され、52地域協議会（65市町村、管内市町村の80.2%）において上記事業が実施された。また、同法に基づき被害防止対策を効果的かつ効率的に行う鳥獣被害対策実施隊は54市町（管内市町村の66.7%）において設置された。

(エ) 多面的機能支払交付金の推進

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成され、平成26年度に創設されている。

北陸管内では各県、各市町村、地域協議会を構成員とする「多面的機能支払ネットワーク会議」を開催し、情報共有と連携強化を図っている。

その結果、平成26年度には農地維持支払交付金については、3,439地区（対前年843地区増）、20万1,253ha（対前年5万5,166ha増）にて取組が行われた。

また、資源向上支払（共同活動）は、2,910地区、18万525haにて取組が行われ、資源向上支払（長寿命化）は、1,246地区（対前年145地区増）、

7万830ha（対前年1万2,588ha増）にて取組が行われた。

(オ) 中山間地域等直接支払制度の推進

平成26年度は、北陸管内66市町村で2,097協定が締結され、3万2,969ha（対前年102ha増）の農用地において耕作、維持管理等の活動が行われた。

キ 農業の生産基盤の整備

北陸管内は、耕地面積の90%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は68.2%、1ha程度以上の区画整備済面積の割合は11.1%となっている（平成25年度時点）。

平成26年度は、北陸管内で国営かんがい排水事業10地区〔柏崎周辺二期、新川流域、阿賀野川用水、加治川用水、新川流域二期、関川用水地区（以上新潟県）、射水平野地区（富山県）、手取川流域地区（石川県）、九頭竜川下流一期及び二期地区（福井県）及び国営総合農地防災事業1地区〔庄川左岸地区（富山県）〕において事業実施した。

ク 環境保全型農業の推進

(ア) 環境保全型農業の推進

北陸管内の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）（平成11年7月28日法律第110号）」に基づく認定農業者（エコファーマー）は、平成27年3月末現在で4万287件（対前年比2.7%減）となった。

また、平成23年度から実施されている環境保全型農業直接支援対策について、管内各県等で説明会を開催するなどして制度の周知を図った。その結果、平成26年度の同対策における環境保全型農業直接支払交付金の交付件数は2,400件（対前年比1.2%増）、実施面積は7,260ha（同5.7%増、全国の12.6%）となり、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する環境保全効果の高い営農活動の取組が実施された。

(イ) 生物多様性の保全への貢献

GIAHS（世界農業遺産）認定地域である新潟県佐渡地域（佐渡市）において、人と自然の共生を目指す、トキを育む生物多様性保全型農業の推進のため、これまで関係機関が取り組んできた効果について検証し、生物相豊かな現状について関係機関と情報を共有した。

(ウ) バイオマス活用の推進

「バイオマス活用推進基本法（平成21年6月12日法律第52号）」に基づき、北陸管内の県及び市町村に対して、地域のバイオマス活用推進計画の

策定を推進し、平成26年度末までに1県4市において計画が策定された。

「バイオマス事業化戦略」に基づくバイオマス産業都市の構築を推進するため、「地域バイオマス産業化推進事業」の活用を図るとともに、バイオ燃料生産拠点確立事業により、地域のバイオマスの収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業について支援した。

平成26年度は、管内で富山県射水市がバイオマス産業都市として選定され、管内で2市となった。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、管内の自治体、関係団体、農業者等との懇談会や意見交換会等の場において、幅広く情報発信、意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。

さらに、各種事業の啓発や、情報交換を行いながら、関係省庁地方機関、自治体、関係団体等と連携し、シンポジウムやイベント等を開催した。

(5) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「北陸食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関への情報発信及び意見交換

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を開催し、一般国民への情報提供に努めた。

イ ホームページやメールマガジンによる情報発信

農政局ホームページにおいて、食料自給率の向上の取組をはじめ、人・農地の問題や農山漁村の6次産業化、再生可能エネルギー、経営所得安定対策など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等に発信した。

また、農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を会員（27年3月末現在、約4,900名）に対し毎月5日と20日に配信した。

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成26年度の管内の経済情勢をみると、消費税率引上げに伴う駆け込み需要がみられたことから増加の動きが見られたものの、年央には横ばいとなったが、全体としては持ち直しの動きとなった。

設備投資は、製造業においては維持・更新投資が実施され着実に増加した。

個人消費は、百貨店やスーパーの売上高に持ち直しの動きがみられ、また乗用車販売台数は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり、持ち直した。

生産は、国内の乗用車販売が堅調であったことなどから、高めの水準で推移した。

雇用情勢は、非製造業新規求人数が増加しており、着実な改善が続いた。

イ 農業経営の概要

東海3県における平成26年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は157万円、農業経営費は166万6千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は▲9万6千円となった。

また、農外所得は142万円、年金等の収入は290万9千円となり、農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は423万3千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成26年産水稲の作付面積（子実用）は8万2,900haで、前年産に比べ2,400ha（3%）減少した。

10a当たり収量は493kgで、作況指数は99となった。

これは、登熟が平年に比べやや不良であったものの、もみ数は平年並みに確保されたためである。

収穫量は40万8,700tで、前年産に比べ2万7,000t（6%）減少した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は39万8,300tとなった。

イ 小麦

平成26年産小麦の作付面積は1万4,600haで、前年産に比べ600ha（4%）増加した。

10a当たり収量は372kgで、前年産を31kg（9%）上回った。

収穫量は5万4,300tで、前年産に比べ6,600t（14%）増加した。

ウ 大豆

平成26年産大豆の作付面積は1万1,400haで、前年産に比べ100ha（1%）増加した。

10a当たり収量は126kgで、前年産を15kg（14%）上回った。

収穫量は1万4,400tで、前年産に比べ1,900t（15%）増加した。

エ 茶

平成26年産茶の摘採延べ面積は7,880haで、前年

産に比べ320ha（4%）減少した。

生葉収穫量は3万9,200tで、前年産に比べ800t（2%）減少した。

荒茶生産量は8,300tで、前年産に比べ290t（3%）減少した。

オ 野菜

平成26年産野菜の作付面積は2万8,500haで、前年産に比べ200ha（1%）減少した。

品目別では、キャベツの作付面積は6,170haで前年産に比べ70ha（2%）増加し、収穫量は28万3,000tで全国シェア19%となった。なお、愛知県の作付面積及び収穫量は全国1位である。

また、トマトの作付面積は989ha、収穫量は7万8,900tで全国シェア11%となった。

カ 果樹

平成26年産果樹の栽培面積は1万500haで、前年産に比べ100ha（1%）減少した。

主要果樹（みかん、りんご、ぶどう、日本なし、もも、かき及びくり）の収穫量は10万8,500tとなった。このうち、かきの収穫量は3万2,500tで全国シェア14%となった。

キ 花き

平成26年産花きの作付（収穫）面積は、鉢もの類が435ha、花壇用苗もの類が206haとなった。

ク 畜産

(ア) 乳用牛

平成27年2月1日現在の飼養戸数は553戸で、前年に比べ28戸（5%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は73.2頭で、前年に比べ0.4頭（1%）増加した。

(イ) 肉用牛

平成27年2月1日現在の飼養戸数は1,130戸で、前年に比べ60戸（5%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は91.3頭で、前年に比べ1.2頭（1%）増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 東海地域の自給率向上に向けた推進活動等

平成26年12月、国民一人一人が取組可能な国産農産物の消費拡大運動の推進に向け「予防医学の観点から東海3県で生産される食材を利用した「メタボリックシンドローム予防メニュー」考える」をテーマに、椋山女学園大学と連携し「東海地域食料自給率向上研究会」を開催した。

東海3県の農林水産物やそれらを利用した料理・加工食品を市町村ごとにとりまとめた食のガ

イドブック「手に取ってみよう！食べてみよう！」を作成したほか、大学等へ講師を派遣し、我が国の食料事情を中心に、食や農林漁業等に関する情報提供を行うなど、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(イ) 食料消費面の取組

食料消費面の取組として「第2次食育推進基本計画」に基づき、管内の食育関係者と連携を図りつつ「食事バランスガイド」等を活用した「日本型食生活」の実践のための取組を推進した。併せて「とうかい食育推進だより」、「ThePaper 教育ファームねっとわーく東海」及び「教育ファームメールマガジン」を発行し、管内の教育ファームの取組事例等をホームページで紹介した。このほか、若者世代を対象とした食育セミナーの開催や、企業関係者に農業体験の場を提供し、食や農林水産業の理解増進を図るために教育ファームスタディを開催した。

米の消費拡大に向けて、市町村等が開催するイベントや消費者の部屋において、パネル展示や資料配付による啓発活動を行ったほか、米飯給食の推進のため、学校給食用等政府備蓄米交付制度の利用の働きかけを行った。

米粉利用の普及・拡大を図るため、東海米粉食品普及推進協議会と連携し、米粉を使った洋菓子製造技術講習会を開催したほか、学校給食に米粉を活用していただくため、栄養教諭及び学校栄養職員を対象とした調理講習会を実施した。

(ウ) 生産面の取組

戦略作物の麦・大豆については、経営所得安定対策の加入推進活動等を通じた生産拡大の取組により、平成26年産の麦類の作付面積は1万5,200ha（対前年比104%）、大豆は1万1,440ha（対前年比101%）となった。また、新規需要米のうち米粉用米については、需要の減少により、作付面積は、102ha（対前年比72%）となった。

また、飼料作物については、「東海地域飼料用米生産・利用拡大推進会議」や耕畜連携の体制作り（需給リストの作成）、現地研修会、飼料用米マッチングイベント等の取組により平成26年産のWCS用稲の作付面積は、532ha（対前年比112%）飼料用米の作付面積は、2,812ha（対前年比170%）と増加したこと等から、平成26年度における飼料作物の作付面積は、全体では対前年比115%の8,500haとなった。

(エ) 地産地消の推進

地産地消の取組を自ら実践するため、「ごはん」を中心とする地場農林水産物を使用した「地産地消メニュー」を毎月1回局内の食堂で提供した。

また、学校給食や社員食堂等で地場農林水産物を使ったメニューを表彰する「第7回地産地消給食等メニューコンテスト」の「学校給食・社員食堂部門」において、管内から「下呂市萩原学校給食センター」（岐阜県下呂市）及び「社会福祉法人桜友会 ほほえみ福寿の家」（岐阜県関市）が食料産業局長賞を受賞するとともに、「平成26年度東海農政局地産地消給食等メニューコンテスト」において、「共栄調理場」（岐阜県多治見市）が東海農政局長賞を受賞した。

(オ) 優良農地の確保

優良農地を確保するため、農地転用許可制度の適切な運用や面積確保に向けた助言・指導等により、平成25年12月1日時点の優良農地の面積は、岐阜県4万4,500ha（対前年比100.2%）、愛知県5万8,200ha（対前年比98.8%）、三重県5万2,700ha（対前年比98.9%）、3県全体では、15万5,400ha（対前年比99.2%）となった。

また、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により岐阜県1,600ha、愛知県5,200ha、三重県5,200haの荒廃農地を把握し、発生防止・解消に向けた地域への積極的な働きかけの実施等、耕作放棄地対策を推進した。

イ 経営所得安定対策の実施

米・麦・大豆等について需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、経営所得安定対策を実施した。

管内の支払件数は6万1,704件となり、経営形態別の内訳は、個人が6万877件となり、法人が499件、集落営農が328件となった。

交付金別の支払件数は、米の直接支払交付金が5万5,595件、水田活用の直接支払交付金が2万1,795件、畑作物の直接支払交付金が2,057件となった。

ウ 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

(ア) 食の安全に向けた取組

食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産用医薬品の使用実態調査、水田土壤中ヒ素含有実態調査、飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置の確認並びに牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査を行った。また、ペットフードの安全確保のための検査及び調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の協力体制の整備等を行った。

(イ) 農業生産工程管理（GAP）の導入

食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するため、高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP）の普及を推進する必要がある。

このようなことから、東海農政局では、消費・安全対策交付金の事業等を通じ、農業生産工程管理（GAP）の現場への導入や、指導者の育成及び研修等の取組を支援した。

(ウ) JAS法に基づく食品表示適正化の推進等

消費者が安心して食品を選択できるよう小売店舗、中間流通業者における食品表示の実施状況の確認、名称、原産地表示等の表示根拠の確認等の調査を計画的に実施し、違反が確認されたものについては、JAS法に基づく指示・公表等を行った。

また、食品の製造業者、流通業者（小売・卸・輸入）を対象に、適正な食品表示を行うための表示方法を紹介する「食品事業者表示適正化技術講座」を、東海管内で7回開催し、食品表示の重要性や適正な表示の在り方について普及・啓発を行った。

さらに、体験学習「親子で学ぶ食品表示」を開催し、幅広い年代層に対して食品表示制度の周知に努めた。

(エ) 米穀等の適正流通の確保に向けた取組

米トレーサビリティ法に基づく流通監視については、外食事業者を中心に、産地情報の伝達及び取引記録の作成・保存の履行状況を確認するため、巡回立入検査を実施した。

また、制度の普及啓発を図るため、保健所、商工会、栄養士会、米穀事業者等の説明会において説明を行った。

食糧法に基づく流通監視については、用途限定米穀（飼料用米、米粉用米、加工用米等）の生産者、出荷業者及び実需者等に対し、主食用米への横流れ防止を最重点課題として、巡回立入検査を実施した。

農産物検査法に基づく流通監視については、登録検査機関の適正な業務運営を確認するため、事務所及び検査場所に対し巡回立入調査を実施した。

(オ) 消費者への情報提供と意見交換

東海農政局の「消費者の部屋」の活動として、消費者相談の受け付けやテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設、特別セミナーの開催等情報発信を行った。

また、図書館と連携した市民講座を開催し、農

林水産施策に関する情報の受発信を行った。

さらに、消費者・食品関連事業者・行政による懇談会、消費者団体等との懇談会、生協との懇談会及び消費者を対象としたランチタイムセミナーを開催するとともに、消費者団体等に対し食品の放射性物質に関する情報提供を行った。

エ 農山漁村6次産業化の推進

6次産業化の推進の核となる制度である「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画について、東海農政局管内では平成26年度に16件の認定を行った。

これらの総合化事業計画の取組などを支援するため、岐阜県、愛知県及び三重県の各県に「6次産業化サポートセンター」を設置し、専門家である「6次産業化プランナー」を配置して、農林漁業者が新たな事業分野に取り組む際のアドバイスや事業計画づくり、事業化に向けた総合的なサポートを実施した。また、メルマガ「6サポ東海」や、東海農政局ホームページにより、6次産業化政策情報、認定事業者情報やイベント情報などの発信を行った。

オ 農商工等連携・地域資源活用の促進

中部経済産業局とともに、管内の資源を活用した農商工等連携・地域資源活用を推進するため、県や関係団体等と連携しながら、新商品の開発や販路拡大等を支援するとともに、情報提供や意見交換等を行った。

このような支援等を展開し、管内では平成26年度に「農商工等連携事業計画」を6件（平成26年度末累計87件）、「地域資源活用事業計画」を8件（平成26年度末累計62件）を認定した。

カ 人・農地プランの推進

地域農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体を誰にするのか、その中心経営体にどのように農地を集めるのか、また、中心経営体以外の農業者を含めた地域農業の将来展望などを示すために、市町村が作成する「人・農地プラン」について、引き続き関係機関・団体と連携しつつ、取組を推進した。

平成26年度末における人・農地プランの作成状況は、岐阜県262プラン（42市町村）、愛知県110プラン（50市町村）、三重県224プラン（29市町）となった。

キ 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ、平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、

管内では、88市町村（平成26年10月末現在）が被害防止計画を作成し、このうち57市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備及び緊急捕獲活動等の鳥獣被害防止対策に取り組んだ。

このため、管内各県や国の関係出先機関との情報共有・意見交換を行うなどの連携を図るとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金及び鳥獣被害対策実施隊の設置に関する現地説明やホームページ等による情報発信を行い、鳥獣被害防止対策の一層の推進を図った。

ク バイオマス活用の推進

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指し関係府省が共同で選定し支援を行うバイオマス産業都市について、その公募を踏まえ、バイオマス事業化戦略の周知や情報共有を行った。

また、既に選定された地域における事業化の推進に必要な施設整備を支援する地域バイオマス産業化整備事業により、2地域に対してバイオマス産業都市構築に向けた施設整備等について支援を行った。

ケ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入の促進

管内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、先行事例等を収集し、ホームページで情報を発信した。また、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業により、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生エネルギー発電事業の取組について支援した。さらに、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」の施行を受けて、平成26年7月～8月に県別説明会を開催した。

コ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け、地域自ら考えて行動する取組を支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談への対応を行った。

また、農山漁村活性化法に基づき、平成26年度までに県及び市町村が作成した72の「活性化計画」に基づき、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、定住や地域間交流を促進する取組等を支援した。

さらに、「都市農村共生・対流総合対策交付金」及び「『農』のある暮らしづくり交付金」により、23地区で、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活用した集落ぐるみの都市農村交流や、子どもたちが、農家民泊等を通じて、地域の人々と交流

する「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の取組を直接支援した。

サ 環境の保全に向けた取組

(ア) 環境保全型農業の推進

環境保全型農業推進コンクール受賞者との懇談会の開催や環境保全型農業に係る情報提供等を通じ、施策への理解の促進を図った。

また、環境保全型農業直接支援対策の加入促進と併せ、エコファーマーの認定の推進を図った。平成27年3月末現在の管内のエコファーマー認定件数は3,931件となった。

(イ) 環境保全型農業直接支援対策等の取組

地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動を実施する農業者等へ直接支援を行う環境保全型農業直接支援対策については、関係機関と連携して、農業者説明会、パンフレットの配付等を行い周知を図った。

平成26年度の管内における取組実績は、297件、936haとなった。

シ 地域資源保全に向けた取組

多面的機能支払交付金の取組

地域共同で行う農業農村が有する多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する多面的機能支払交付金に関し、これら取組が円滑に進むよう「東海農政局多面的機能支払シンポジウム」を開催して広く周知した。

管内における平成26年度の農地維持支払の組織数は1,524組織、取組面積は約8万ha、資源向上支払（共同活動）の組織数は1,294組織、取組面積は約7万3,000ha、資源向上支払（長寿命化）の組織数は674組織、取組面積は約4万haとなっている。

なお、シンポジウムでは「農村地域における多面的機能の増進活動」をテーマとした基調講演、パネルディスカッション及び表彰式を行った。

ス 輸出促進に向けた取組

東海農政局の輸出促進ホームページによる事業の公募等の情報発信や、農林水産物等輸出促進協議会を通じた輸出企業への情報提供等を行った。

また、輸出戦略実行委員会東海ブロック意見交換会を開催した。

さらに、平成23年3月の東京電力福島原子力発電所の事故に伴う諸外国・地域の輸入規制強化を受け、管内の食品等の輸出が円滑に行えるよう、輸出証明書発行窓口を開設し、証明書の交付を行った。

セ 花きの新規需要創出に向けた取組

花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、「夏休み親子花育セミナー」を管内2ヵ所の花き市場で開催し、親子で花の生産流通についての学習やアレンジメント体験を通じ花とふれあう花育活動を行った。ほか、愛知学院大学と共催でフラワーバレンタインPRイベントを開催した。

ソ 農業水利施設の適切な更新・保安全管理に向けた取組

不測の事態の発生に伴い実施する応急対策や原因究明等調査の結果を踏まえ、農業水利施設等の適切な更新又は補修・補強を行うため、管内の国営事業では、平成26年度は1地区で応急対策事業（国営施設応急対策事業「青蓮寺用水地区」）に着手した。

タ 農業水利施設等への大規模地震対策の推進

大規模地震発生時に農業水利施設への被害の防止やライフライン、家屋等への二次災害の発生を防止するため、管内の国営事業では、平成26年度に国営総合農地防災事業（大規模地震対策）「矢作川総合第二期地区」に着手した。

チ 東日本大震災への取組

甚大な被害を受けた農地・農業用施設の復旧を応援するため、平成26年度は福島県楢葉町に24人の技術職員を派遣した（平成25年度の実績は、福島県楢葉町：11人、南相馬市：6人、浪江町：6人、須賀川市：3人）。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会等を開催し、経済界、学識経験者、管内各県、消費者、農業者等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、市長村、農業関係団体と意見交換会や基本計画の説明会等を開催した。

(5) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村に関する施策や動向を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信

報道関係者との連携強化に向けた取組として、プレスリリースの発信(60回)、記者へのレクチャー(3回)、報道関係者現地調査(愛知県2回)、記者懇談会を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供及び農業施策に関する意見交換等を行った。

イ ホームページ等による情報の受発信

東海農政局ホームページにより、農林水産省として提供すべき重要施策の情報や東海農政局の取組等の情報の発信を行ったほか、ホームページを通じて寄せられた照会等に対し担当各部課等と連携し、速やかに対応した。

政策情報誌「食・農びっくあっぷ」を定期的に12回発行し、ホームページへも掲載した。

東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月2回及び特別号をあわせて、計32回発行した。平成26年度末の読者数は5,525人となった。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成26年度の管内の経済は、4-6月期の「改善の動きが見られる。」から7-9月期及び10-12月期の「改善の動きがみられるものの、一部に足踏み状態。」へと後退したが、1-3月期は「一部に弱さが残るものの緩やかに改善している。」へと景況判断の改善がみられた。

分野別では、生産は、4-6月期には、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要による反動減が家電等に見られるものの、自動車等が好調を維持し先行きは回復傾向にあるとみられた。

7-9月期及び10-12月期では、電子部品等は堅調を維持しているものの、家電や生活用品については消費税率引き上げに伴う駆け込み需要による反動減の影響等が引き続きみられ、総じて横ばい傾向で推移した。

1-3月期は、電子部品・デバイスが高水準で推移しており、軽乗用車がこのところ堅調に推移するなど、緩やかな持ち直しの動きであった。

個人消費は、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動からの回復が当初の予想より遅れたが、1-3月期には、引き続きボリュームゾーンの回復は遅れているものの購入単価の上昇もみられるなど、総じて見れば持ち直しているとみられた。

雇用は、年度を通じて人手不足の状況が出ており、1-3月期では、大企業で新規採用の増加の動きがみられた。

イ 農業経営

平成26年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は128万4千円で、前年に比べ4.7%減少した。

一方、農業経営費は118万7千円で、前年に比べ0.3%増加した。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引い

た農業所得は9万7千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成26年産水稲の作付面積（子実用）は10万8,000haで、前年産並みとなった。

作柄は、全もみ数が滋賀県と和歌山県で「やや多い」、その他の府県では「平年並み」ないし「やや少ない」となった。登熟は、9月以降がおおむね天候に恵まれ、晩生品種の作付けが多い奈良県では「やや良」となったものの、滋賀県では8月の日照不足の影響等から滋賀県で「不良」となった。

この結果、管内全体では作況指数98で、10a当たり収量497kg、収穫量は53万7,100tとなった。

イ 野菜

平成26年産野菜の作付延べ面積は2万4,900haで、前年産並みとなった。

うち、指定野菜（平成26年産が主産県調査のため、一部の府県でレタス、にんじん及びピーマンが調査対象外であったことから、これら3品目を除く対前年産比較可能な指定野菜11品目）の作付面積は1万2,800haで、前年産に比べ100ha増加した。収穫量は42万2,300t、出荷量は32万900tであった。

ウ 果樹

平成26年産果樹の栽培面積は2万7,800haで、前年産に比べ200ha（0.7%）減少した。

うち、みかんの主産県（大阪、兵庫、和歌山）における結果樹面積は8,290haで、前年産に比べ30ha（0.4%）減少した。収穫量は18万9,500tで、平成24年産（隔年結果が顕著であることから24年産と比較）に比べ1万1,600t（6.5%）増加した。これは、8月及び10月の台風により傷果の発生はあったものの、9月以降好天に恵まれ、肥大がおおむね順調に推移したことによる。

かきの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は4,540haで、前年産に比べ60ha（1.3%）減少した。収穫量は7万9,600tで、前年産に比べ2,900t（3.8%）増加した。これは、結果樹面積は減少したものの果実肥大が順調であったことによる。

うめの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は5,500haで、前年産並みとなった。収穫量は7万4,200tで、前年産に比べ6,700t（8.3%）減少した。これは、収穫前の降水量が少なかったため小玉傾向となったことなどによる。

エ 畜産

平成27年2月1日現在における家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は2万8,500頭で前年に比べ1,200頭

（4.0%）減少した。

肉用牛は8万700頭で前年に比べ2,200頭（2.7%）減少した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 米の消費拡大の取組

a 米を中心とする食生活の普及

朝ごはんの習慣化の促進やバランスのよい「日本型食生活」の普及など、米の消費拡大を目的とした「めざましごはんキャンペーン」の取組として、移動消費者の部屋及びJA中央会等が主催するイベントにおいて、パネル展示と資料配布を行った。

また、米飯学校給食推進のため、米飯学校給食に係る状況調査結果を踏まえ、関係機関へ米飯・米粉パン給食回数増加について働きかけを行った。

管内の各府県における平成25年度米飯給食の週平均実施回数は、3.1～4.0回（平成24年度2.9～4.0回）となった。

b 米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、平成26年度には、「米粉まつり2014～和食における米粉の利用～」を開催し、シンポジウム、米粉食品の試食・販売、製粉機械の紹介、米粉料理教室等を実施した。

また、米粉利用技術の普及に向けた取組として、「米粉パン製造技術講習会」と「米粉を使った給食メニュー普及のための調理講習会」を開催した。

(イ) 新規需要米の取組

平成26年度の管内における新規需要米のうち、飼料用米の作付面積については、水田活用の直接支払交付金の数量払いの導入もあり627ha（前年度比38.4%増加）となった。稲発酵粗飼料用稲については、引き続き需要が堅調なことから825ha（同19.6%増加）。26年度から新たに導入された酒造用米については592ha、米粉用米は需要の減少により100ha（同18.7%減少）となった。

イ 食の安全と消費者の信頼確保、食育に向けた取組

(ア) 消費者行政の展開

消費者等から消費者相談窓口寄せられた相談件数は300件であった。

また、「消費者の部屋」として庁舎内外において187回の展示を実施するとともに、小学生と保

護者を対象に「和食」を学ぼう！～おこしやす、近畿農政局～」をテーマとした「夏休み子ども消費者の部屋」を開催した。

さらに、食の安全や消費者の信頼確保のため、消費者等への正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換会等を51回開催した。

(イ) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法に基づき、食品表示について一般調査等を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等2,868件のうち、疑義情報として取り扱う情報については、立入検査等を行った。

JAS法に基づく改善の指示を行ったものは8件あった。

(ウ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

食糧法遵守事項省令（平成22年4月施行）に基づき、用途限定米穀（新規需要米・加工用米等）の出荷販売事業者及び需要者等に対し、主食用等への横流れ防止を重点課題として巡回立入検査を実施した。

また、農産物検査法に基づき、管内の登録検査機関への監査を実施するとともに、農産物検査を行う検査場所に巡回立入調査を実施した。

さらに、食品としての安全性を欠く米穀等の流通を防止し、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、広く国民から情報を受け付ける「米穀流通監視相談窓口」を設置し、問い合わせや情報提供に対応した。

(エ) トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や各種届出の状況等について立入検査等を実施するとともに、耳標の装着等が不十分な管理者に対して指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して、個体識別番号の表示・伝達の状況や帳簿の備付けについて立入検査等及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取を実施するとともに、個体識別番号の表示・伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

また、米トレーサビリティ法（平成22年10月及び平成23年7月施行）に基づき、取引等の記録の作成・保存及び消費者に対する産地情報伝達の履行状況確認のため、米穀事業者への巡回立入検査を実施した。

(オ) 農産物の安全性の確保

生産過程における農産物の安全性の確保のため、地域センター等を通じ、農薬の使用及び残留実態調査や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づくカドミウム、ヒ素、かび毒及び微生物の実態調査を実施した。

(カ) 重要家畜伝染病発生への対応

管内における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等の発生に備え、防疫実務演習、防疫机上演習等を実施するとともに、平成27年1月、岡山県でのHPAI発生時には、延べ80名（4日間）の職員を防疫措置支援者として派遣した。

(キ) 食育の推進

命を育む食・農を学ぶ体験型食育とバランスに優れ、我が国の風土にも適している日本型食生活の実践を一体的に進めるため、「未来につなぐ食育プロジェクト」として、①体験型食育活動に取り組む10小学校等、②将来の食育リーダー育成に取り組む6大学等、③食育活動に取り組む8給食事業者の取組を支援した。

また、食育実践者が様々な課題に対して連携して活動することを目指した「未来につなぐ食育倶楽部」において、シンポジウムや実践者等交流会を開催するとともに、ホームページを開設し、食育情報を発信した。

ウ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 人と農地の問題を解決するための取組

a 人・農地プランの作成状況

平成27年3月末現在における「人・農地プラン」の作成状況をみると、プラン作成予定の市町村数は155になり、そのうち既にプラン作成に至った地区のある市町村は94%の146市町村となっている。

b 新規就農対策の推進

平成26年度の管内の新規就農者数（44歳以下）は707人で前年度の733人よりも3.5%減少した。就農形態別内訳は、農家出身者が29%、非農家出身者が71%となっており、非農家出身者の割合が近年増加傾向にある。経営類型別にみると、野菜、果樹、水稲作への参入が多く、また、農業法人等への雇用就農者は堅調に増加しており、新規就農者の約5割を占めている。

c 農地の利用集積の推進

我が国農業の構造改革を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を進めるため、平成26年

度に府県段階に農地中間管理機構（以下「機構」という。）が設置された。

平成26年度から機構が農地を借受けて、まとめて担い手に貸付ける農地中間管理事業により農地の利用集積を進めてきたところ、実施初年度の機構からの転貸面積は2,404haで、そのうち新規集積面積は159haと年間集積目標面積は達成できなかった。

(イ) 経営所得安定対策の推進

a 経営所得安定対策の申請状況

近畿農政局及び各地域センターでは、制度の円滑な実施に向け地域農業再生協議会、市町村、府県等と連携しながら推進活動を展開した。この結果、平成26年度の管内における経営所得安定対策等の申請件数は12万3千件となった。経営形態別では、個人12万1千件、法人646件、集落営農1,046件となっており、法人の申請件数が前年度に比べ増加した。

b 米の直接支払交付金

米の直接支払交付金の26年度の支払状況は、交付件数で25年度より7,900件減少し10万6千件（前年度比93.0%）となった。交付単価の減額等により、交付金額で52億円減少し48億2千万円（同48.1%）となった。

c 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の平成26年度の支払状況は、交付件数で平成25年度より1,250件減少し4万2,400件（前年度比97.1%）となった。

一方、麦（同101.2%）、大豆（同102.9%）、飼料用米（同140.3%）及び加工用米（同130.6%）の作付面積の増加や産地交付金の配分額の増加により、交付金額は10億5千万円増加し103億9千万円（同111.2%）となった。

d 畑作物の直接支払交付金

畑作物の直接支払交付金の平成26年度の交付状況は、交付件数で260件減少し、2,494件（前年度比90.6%）となったものの、麦、大豆等の支払数量が増加したことから、交付金額で7億1千万円増加し、48億2千万円（同117.0%）となった。

(ウ) 多面的機能支払の推進

地域共同で農地・農業用水等の地域資源を効果的に保全する活動を支援する「農地維持支払」に対する管内での取組状況は、活動組織数3,670、取組面積11万3千haとなり、府県別割合をみると、滋賀33%、京都13%、兵庫44%の3府県で管

内の9割を占め、活動組織数でもこの3府県で9割を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、60%となり、府県別割合をみると、滋賀71%、京都64%、兵庫78%となった。地目面積別でみると水田が9割を占めた。

水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する「資源向上支払（共同活動）」に対する管内での取組状況は、活動組織数3,452、取組面積10万8千haとなり、滋賀、京都、兵庫の3府県で管内の9割以上を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、57%となった。地目面積別でみると水田が9割以上を占めた。

また、施設の長寿命化のための補修・更新の取組を支援する「資源向上支払（長寿命化）」に対する管内での取組状況は、活動組織数2,146、取組面積6万haとなり、府県別割合をみると、兵庫が60%、京都が22%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、32%となった。地目面積別でみると水田が9割以上を占めた。

(エ) 環境保全型農業直接支援対策の推進

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援する環境保全型農業直接支払交付金の管内の実施面積は、1万3,389ha（前年比129%）となっており、全国の23%を占めている。

(オ) 鳥獣被害対策の推進

鳥獣による農作物被害は、営農意欲の衰退をもたらすなど農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、狩猟免許所持者の減少・高齢化が進む中、被害対策の担い手の確保と広域的な地域の連携による取組が重要となっている。

近畿農政局では、市町村等に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金により捕獲体制の整備、侵入防止柵、食肉加工処理施設等の設置取組を支援するとともに、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊の設置について働きかけを行った。

南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会（京都、兵庫、大阪）や宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会（奈良、三重）では、府県域を越えた広域的な連携が図られている。

(カ) 耕作放棄地解消の取組

a 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

優良農地や多様な農業者の確保と作付拡大を

通じた不作付地の解消・耕地利用率の向上を図るため、平成26年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して10haの耕作放棄地を再生した。

b 農業ボランティア団体等への支援

耕作放棄地の再生・活用を支援するため、近畿農政局及び地域センターの職員による「みんなで耕し隊」を結成し、地域の人達と連携し、耕作放棄地の草刈り等のボランティア活動に取り組んだ。平成26年度は、府県が主催する取組に、計16回、職員の家族も含め延べ104名が参加した。

(キ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等において、農用地を維持し多面的機能の確保を図るために締結された協定数は2,196、交付面積は2万6,293haとなった。交付面積の対象農用地面積に占める割合は67%となった。

なお、地目別の交付面積は、田が1万4,183ha、畑が1万2,053ha、草地在1ha、採草放牧地が56haとなった。

また、管内の交付面積の府県別割合は、和歌山44%、京都20%、兵庫20%、奈良10%、滋賀6%であった。

エ 農業の高付加価値化等の推進

(ア) 農業・農村の6次産業化の推進

平成26年度は、6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定事業者、近畿地域における関係機関の連携促進を目的とする「近畿産業連携ネットワーク連絡会議」及び農林漁業者や企業等が取り組む6次産業創出を側面的に支援する「近畿農業・農村6次産業倶楽部」を活用し、6次産業化の推進に取り組んだ。

具体的には、団体からの要請により広域商談会を1回開催した。商談会に臨むにあたり「販路拡大のためのPRシート」の提出を求め、商談会を効率的に進めた。

6次産業化の取組の裾野を広げるため、管内地域での説明会等を開催し、6次産業化へ向けた課題や対応策、ネットワーク化、ファンドの本格展開などを含めた具体的な支援策等について説明し、併せて、6次産業化の推進に関する意見・要望の把握に努めた。

また、食と農林漁業等に係る情報を定期的に発信するため、近畿6次産業倶楽部員及び近畿産業連携ネットワーク連絡会議の構成員を対象にメー

ルマガジンを発行するなど、情報発信に努めた。その結果、平成26年度の6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数（累計）は357件となった。

さらに、11月、12月、3月には近畿産業連携ネットワーク交流会及び連絡会議を開催し、農林漁業者（団体）と企業等との異業種連携を図り、新たな産業創出を図った。

(イ) 地産地消の推進

学校給食、社員食堂、外食・弁当等のメニューを対象に、生産者との交流促進の取組や地場農林水産物の使用頻度という観点から地産地消の取組を表彰するコンテストを開催した。

(ウ) 農林水産物・食品の輸出促進の取組

平成26年度は、関西の経済界、行政等との共催による「第5回 ALL 関西「食」輸出セミナー」の実施や「輸出セミナー&情報交換会」の開催を通じて、輸出促進に取り組む事業者への情報提供及び情報収集を積極的に行った。

輸出促進関係補助事業では、「平成26年度輸出に取り組む事業者向け対策事業」には関西フード&エクスポート協議会等6事業者が採択され、「産地PR・国内商談会」、「海外販売促進活動」等に取り組んだ。

また、東京電力（株）福島原子力発電所事故により、諸外国・地域へ食品等を輸出する際には、政府機関による放射性物質検査等に係る証明書の発行が求められたことから、平成23年4月から府県及び国の機関により証明書の発行を行った。

なお、平成25年度からは全て近畿農政局（神戸センター、大阪センターを含む）で発行している。

オ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(ア) 再生可能エネルギーの推進

a バイオマス利活用の推進

平成21年に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進計画（以下「地域推進計画」という。）については、平成26年度に兵庫県篠山市で策定され、平成27年3月までに地域推進計画等を公表した市町村は37市町村となった。

一方、「バイオマス事業化戦略」（平成24年9月策定）で提示された、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築推進に向け、近畿バイオマス活用推進連絡会議を開催し、関係府省等の連携強化

を図るとともに、近畿経済産業局と共催で、近畿地域におけるバイオマス活用の取組を一層加速させることを目的としてセミナー等を開催した。

b 再生可能エネルギー導入の推進

農山漁村に豊富に存在する資源を有効に活用し、農山漁村の活性化を図るため、再生可能エネルギーによる発電の導入促進に向けた市町村への説明等を行った。

また、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」の成立をうけ、その施行に向けた取組として、同法に関する説明会（7カ所）や情報提供を行い、同法に基づく基本計画の作成を目的に市町村が設立した再エネ推進協議会等の参加を行った。

再生可能エネルギーの導入促進においては、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業を8件実施した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、関西経済界との懇談会等に参加するとともに、管内各府県部長との意見交換会等を開催し、幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告や各種統計調査結果、食に関する情報等を公表（95回）するとともに、ホームページによる政策情報、統計情報、イベント等の開催情報の提供と問い合わせに対する受付・回答を行った。

また、「近畿農政局アグリレター（メールマガジン）」を月2回、紙媒体の「新鮮 mini 情報」を毎月発行し、農政の動きやイベント情報等のタイムリーな情報発信に努めた。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成26年度の中国・四国地域の経済を主要項目別にみると、生産活動は、中国地域、四国地域ともに、持ち直していると改善の動きが見られた。

個人消費については、中国地域では、緩やかに持ち直している、四国地域でも、持ち直しつつあると改善の動きがみられた。

また、雇用情勢は、中国地域では、着実に改善している、四国地域でも、改善しつつあると改善の動

きがみられた。

イ 農業経営

平成26年の個別経営（農業生産物の販売を目的とする農業経営体1経営体当たり）の状況を全国農業地域別で見ると、農業粗収益は中国地域が277万4千円（対前年比105.9%）、四国地域が386万9千円（同93.1%）、農業経営費は中国地域が205万1千円（同104.9%）、四国地域が298万6千円（同97.3%）となった。

この結果、農業所得は中国地域が72万3千円（同108.9%）、四国地域が88万3千円（同81.4%）となった。

総所得は中国地域が430万1千円、四国地域が398万5千円となった。

農業依存度（事業等の所得に占める農業所得の割合）は、中国地域が39.3%、四国地域が49.6%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成26年産水稲の作付面積は16万7,900haで、前年産に比べ3,700ha（前年産対比2.2%）減少した。

10a当たり収量は、8月の日照不足の影響等により484kg（作況指数96）となり、全国農業地帯別にみると中国地域は495kg（作況指数96）、四国地域は463kg（作況指数96）であった。

このため、収穫量は81万3,100tで、前年産に比べ4万7,500t（同5.5%）減少した。

イ 麦

平成26年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の子実用作付面積は9,370haで、前年産に比べ290ha（同3.2%）増加した。

10a当たり収量は、小麦が299kg、二条大麦は341kg、六条大麦は216kg、はだか麦が271kgであった。

このため、収穫量は2万8,300tで、前年産に比べ700t（同2.4%）減少した。

ウ 野菜

平成26年産指定野菜14品目のうち、ねぎの作付面積は2,540haで、前年産に比べ80ha（同3%）増加した。収穫量は4万1,100tで、前年産に比べ3,100t（同8%）増加した。

平成26年産トマトの作付面積は1,040haで、前年産に比べ10ha（同1%）減少した。収穫量は4万6,900tで、前年産並みとなった。

エ 果樹

平成26年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳

鳥島県、香川県、愛媛県、高知県)計の結果樹面積は1万1,400haで、前年産に比べ300ha(同3%)減少し、前の裏年である平成24年産に比べ600ha(24年産比5%)減少した。収穫量は20万2,600tで、前の裏年である24年産並みとなった。

平成26年産日本なしの主産県(鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県)計の結果樹面積は1,520haで、前年に比べ30ha(前年産対比2%)減少した。収穫量は2万9,100tで、前年に比べ2,700t(同8%)減少した。

平成26年産ぶどうの主産県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県)計の結果樹面積は2,060haで、前年産に比べ20ha(同1%)減少した。収穫量は2万5千tで、前年産並みとなった。

オ 花き

平成26年産花き(主産県)の作付(収穫)面積は、切り花類(岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県)が1,380ha、鉢もの類(岡山県、徳島県)が26ha、花壇用苗もの類(岡山県、広島県、山口県)が71haであった。

カ 畜産

平成27年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,230戸で、前年に比べ80戸(対前年比6%)減少し、飼養頭数は6万7,800頭で、前年に比べ3,000頭(同4%)減少した。1戸当たり飼養頭数は55.1頭で、前年に比べ1.1頭(同2%)増加した。

肉用牛の飼養戸数は3,830戸で、前年に比べ250戸(同6%)減少し、飼養頭数は17万9,200頭で、前年に比べ7,200頭(同4%)減少した。1戸当たり飼養頭数は46.8頭で、前年に比べ1.1頭(同2%)増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、平成26年度から農地中間管理事業が本格稼働を開始した。

「人・農地プラン」は、人と農地の問題を解決するための将来の設計図であり、この作成に係る話し合いは農地中間管理事業を推進する上でも重要な取組であることから、中国四国農政局の職員が地域の話し合いの場等に出向き、各種施策の説明や意見交換等を行った。

中国四国管内の人・農地プランの作成予定数は195市町村2,065プランとなっており、平成27年3月末時点で192市町村2,019プラン(97.8%)が作成済みとなっている。

合わせて、作成済み市町村、地域におけるプランの見直しも推進した。

イ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成26年3月末現在で1万9,726(うち法人2,238)経営体と全国23万1,101(うち法人1万7,840)経営体の8.5%を占めており、主業農家に占める割合は、全国が64.2%であるのに対し、中国・四国地域は52.0%と低い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く、個別経営体による利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であり、平成27年1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,912法人となっている。

さらに、平成21年12月15日に改正農地法が施行され、参入区域の制限が撤廃されたことに伴い、貸借であれば、一般法人であっても全国どこでも参入可能となった。

その結果、改正農地法の施行後、平成26年12月末現在、中国四国地域で新たに299法人が農地を借受け農業経営に参入している。

新規就農者は、平成19年までは600人前後で推移していたが、近年、雇用就農が注目されたことにより平成25年は1,286人となっている。その内訳をみると、雇用就農者が547人、新規参入者が284人、経営継承者が238人となっている。

岡山地域での農業分野における障がい者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障がい者雇用促進ネットワーク」(事務局：中国四国農政局経営支援課)が平成21年3月10日に発足し、農業分野における障がいのある人の雇用への理解を深めるため、「第6回セミナー」を平成27年1月に開催した。

また、中国・四国地域の農業分野における障がい者雇用の促進を図るため、農業関係者、福祉関係者、行政機関等を主な会員とした「中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク」の運営を平成25年4月に開始した。

収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)の平成26年産の加入申請については、2,667経営体(うち、認定農業者2,497、集落営農組織170)からの申請があっ

た。

また、品目別の作付計画面積は米2万1,225ha、麦7,812ha、大豆2,391haとなった。

中国四国農政局では、ホームページへの掲載等を通じて、対策の周知を図るとともに、農業者の利便を図るため、加入申請受付時には農協等関係機関と連携して出張受付等を実施した。

ウ 経営所得安定対策等

(ア) 経営所得安定対策等の加入促進

平成26年度の経営所得安定対策等では、畑作物の直接支払交付金について、数量払の交付単価の変更、面積払（営農継続支払）のそばの交付単価の変更等が行われた。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策については、前年産と同じ仕組みで実施されたが、別途、本対策に加入していない者を対象に、ナラシ移行のための円滑化対策が26年産限りで実施することとされた。

米の直接支払交付金は、26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年産米までの時限措置として実施することとされ、米価変動補填交付金は、26年産米から廃止されることとなった。

水田活用の直接支払交付金は、飼料用米・米粉用米への数量払の導入、地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実等が行われた。

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、経営所得安定対策のゲタ・ナラシ対策については、平成27年度以降、その対象を認定農業者、集落営農及び認定新規就農者に変更するとともに、規模要件は設けないこととされた。この決定に基づき、平成26年6月20日「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（26年法律第77号）が改正された。

平成27年度から経営所得安定対策等が変更されることから、同対策の平成26年度加入時及び平成27年度加入手続きが始まる前に、内容と変更点について、できる限り多くの農業者に理解していただけるよう周知し、加入促進を行った。

また、平成27年度加入に向けては、制度の理解不足による要件未達、未加入、脱退等が発生することがないように、各県内で地域協議会等が主催する説明会等に中国四国農政局、地域センター職員が積極的に出席して、農業者等へ説明を行った。

さらに、「平成26年度 経営所得安定対策等の概要」等のパンフレットの配布、関係機関の広報

誌・ホームページへの掲載等、県、地域協議会をはじめ関係機関と連携し、対策の内容と変更点について農業者への周知・加入促進を行った。

(イ) 経営所得安定対策等の加入申請状況

平成26年度の管内の加入件数は、18万627件で、前年度の支払件数と比べ、3,905件増加した。

経営形態別にみると、個人が17万8,629件、法人が1,471件、集落営農が527件となっており、前年度の支払件数と比べ個人が3,986件（2.2%）減少したのに比べ、法人、集落営農といった組織での加入が81件（3.9%）増加した。

交付金別にみると、畑作物の直接支払交付金は5,689件で前年度の支払件数に比べ941件（19.8%）増加、水田活用の直接支払交付金は8万1,185件で前年度の支払件数に比べ1万25件（14.1%）の増加、米の直接支払交付金は15万9,483件で前年度の支払件数に比べ5,962件（3.6%）の減少となった。

畑作物の直接支払交付金の加入件数が増加したのは、対策の周知が進んだこと及び前年産の天候不順等に伴う生育不良、品質低下等により、支払対象とならなかった生産者が改めて申請したものと考えられる。水田活用の直接支払交付金の加入件数が大幅に増加したのは、対策の周知が進んだこと及び主食用米の生産数量目標の減少に伴い、主食用米からWCS用稲、飼料用米、加工用米に作付を転換した生産者がいたためと考えられる。

また、畑作物の直接支払交付金の作付計画面積は1万1,776haで、前年度の支払面積（支払数量を県の同年の実単収で換算した面積）に比べ1,232ha増加した。うち麦が7,320ha、大豆が2,888ha、そばが1,535ha、なたねが34haとなっており、麦以外の作物については前年度の支払面積を上回っている。水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）の作付計画面積は2万7,077haで、前年度の支払面積に比べ3,429ha増加した。これは、主食用米からWCS用稲、飼料用米、加工用米への作付転換により大幅に減少したことによるものと考えられる。米の直接支払交付金加入者の作付計画面積は11万3,528haで、前年度の支払面積に比べ2,513ha（2.2%）減少した。これは、主食用米の生産数量目標の換算面積が5,920ha減少したこと及び平成26年産米から単価が7,500円/10aに削減されたことから、小規模農家等が申請を見送ったためと考えられる。

(ウ) 経営所得安定対策の交付金支払額

平成26年度の管内の経営所得安定対策の交付金額は、247.7億円で、そのうち米の直接支払交付金が71.1億円、水田活用の直接支払交付金が143.7億円、畑作物の直接支払交付金が32.7億円となった。

前年度の支払額と比較すると、交付金合計額は53.4億円減少した。これは水田活用の直接支払交付金が、主食用米からWCS用稲、飼料用米、加工用米へ作付転換されたため、25.7億円増加したものの、米の直接支払交付金の10aあたり交付単価が15,000円から7,500円へ減額されたことにより78.4億円減少したことによる。

エ 多面的機能支払制度の推進

平成26年度に従来の農地・水保全管理支払を組織え創設された多面的機能支払制度により、農地、水路及び農道の基礎的保全活動に3,768組織が12万7千haで、地域資源の長寿命化を図る共同活動に1,861組織が7万4千haで取組が行われ、対象農地の39%をカバーしている。

中国四国農政局では、多面的機能支払により優良な取組を行っている組織を対象に「農政局長賞」を平成26年度に創設し、瑞穂地区環境を守る会（鳥取県鳥取市）、邑南町口羽地区農地・水・環境保全管理協定（鳥根県邑南町）、阿武川源流保全会（山口県山口市）及び高知市東部環境保全の会（高知県高知市）の4組織が最優秀賞を受賞した。

また、平成27年2月に、「多面的機能支払中国四国シンポジウム in ご縁の国しまね」を開催し、地域の優良な取組の紹介を行うとともに、多面的機能支払の法制化に向けた制度説明を行うなど、活動組織の情報共有と、対策の普及・啓発を図った。

オ 耕作放棄地再生利用緊急対策等の推進

国内の食料の安定供給の確保、優良農地の確保と有効利用の取組を推進することが重要であり、農地法に基づく利用意向調査などにより、その発生防止と解消を行うこととされた。

また、これを踏まえて、耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」を平成21年度より実施している。

平成26年度には、74市町村で、耕作放棄地の再生作業（83ha）や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

中国四国農政局では、管内全9県及び30市町村に対し、対策全般の内容の説明会や取組要請活動を実

施した。

また、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集・逆引きマニュアルを作成・更新し、県・市町村・地域協議会等に配布するとともに、中国四国農政局ホームページに掲載している。

カ 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産を守り、豊かなくらしを実現する上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等では、過疎化・高齢化の進行による耕作放棄の増加等により、農業生産力と多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

平成26年度の管内9県の実施状況は、対象農用地を有する180市町村の97%に当たる174市町村、協定数で8,719協定、交付面積で9万5,626haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

また、中国四国農政局では、中山間地域等直接支払により優良な取組を行っている集落協定を対象に「農政局長賞」を平成26年度に創設し、出羽協定（鳥根県邑南町）、境協定（岡山県美咲町）、プレッジ影野協定（高知県四万十町）の3協定が最優秀賞を受賞した。

キ 都市と農山漁村の交流

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進するため、地域の多様な主体と連携した手づくり活動を行う41協議会に対して、関係省庁と連携しながら、都市農村共生・対流総合対策交付金を直接交付し支援を行った。

また、都市の住民が「農」と触れ合う機会を増やしていくための多様な活動の取組及びそれに必要な福祉農園や市民農園等の整備を行う8団体に対して支援を行った。

ク 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) コミュニケーションの円滑な推進等

食料の消費や食の安全に関する事項で、消費者の関心の高いものについて、コミュニケーションを円滑に推進する観点から、農政上の課題を踏まえつつテーマを設定し、徳島県での「遺伝子組換え農産物の現状について」など消費者団体等との懇談会を管内各地で7回実施した。

一方、消費者等への食の安全に関する正しい知識の普及を目的に、「食と農の知っ得講座」（食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど9種類）を管内で146回（延べ約5,000人）開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示制度の普及啓発

食品表示を巡る動きやJAS制度について広く消費者や関係事業者理解してもらうため、食品表示セミナー等（161回）や食品表示適正化技術講座を各県で開催した。

さらに、中国四国農政局独自の取組である「食と農をつなぐ情報交流プロジェクト」の一環として、消費者と事業者等の交流のための見学会（10回）を開催した。

b 表示状況の監視

小売店舗や中間流通業者における食品表示の状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回してJAS法に基づく調査を実施した。

また、商品を買上げ、DNA分析等の科学的手法を用いて品種や産地が表示内容と一致しているか調査を実施した。

さらに、管内11か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく措置（指導44件）を行った。

c 関係機関との連携

中国四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、平成20年5月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」（2回）を開催した。また、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」（1回）を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。各県段階でも「食品表示監視協議会」を年1回以上開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対して農薬の使用状況等調査（610点）、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査（63件）、並びに養殖漁家に対する水産用医薬品使用状況等の調査（64件）を通じた点検・指導を実施した。

b 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応

平成26年12月山口県、平成27年1月岡山県において、HPAIが発生したことから、中国四国農政局鳥インフルエンザ対策本部会議を開催し、農林水産省、発生県、関係機関等と連携を図り、消費者、生産者、事業者等への正確な情報の提供、小売店舗や飲食店等の巡回指導を行った。

また、岡山県での発生時には、県からの要請に基づき、職員249名（述べ7日間）を発生農場に派遣し、殺処分や消毒作業等の防疫作業を行った。

c 牛トレーサビリティ制度の適切な運営

BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止と牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、牛の飼養者と畜者、牛肉の販売業者等に対して巡回調査等を行い、市販等されている国産牛肉のDNA鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた検査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

(エ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通確保のため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき、米穀事業者、用途限定米穀取扱業者及び登録検査機関等に対し立入検査等を実施し、違反が確認された場合は指導を行った。

なお、平成26年度は管内事業者に対して2件の農産物検査法に基づく農林水産大臣による改善命令の措置を行った。

また、米トレーサビリティ制度の普及・啓発の取組の一環として、岡山県内の高校5校と連携し、高校生が考えたトレーサビリティ弁当（ごはんや食材の産地をパッケージに盛り込んだ企画）の販売、自作の卓上ポップの地元飲食店等への配布、販売実習・イベント等での消費者へのリーフレットの配布など、本制度の周知を行った。

ケ 食育の推進

6月の食育月間を中心に、有識者（食育実践者）

の講演等による「食育シンポジウム」、「食育セミナー」を管内で開催（6回）した。

「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進、正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、大学生を対象に食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査を管内22校で実施した。

また、食と農をつなぐ食育活動の普及啓発のため、栄養教諭等や大学生を対象とした「農業体験を伴う意見交換会」を管内で開催（9回）した。

「食文化継承のための食育活動」事例集を作成（3千部）し、食育推進団体等の関係機関に配布した。

「中国四国食育ネットワーク」の会報誌を6回発行するとともに、会員のイベント情報や食育に関する情報などについてメールマガジン等の発信を行った（平成27年3月末会員数：206人）。

コ 米粉の利用拡大の取組

米粉利用の更なる普及・定着のため、各県・地域の関係団体、関係機関と連携してパネル展、米粉パン等の料理講習会・セミナー等を開催し、各種イベントでの米粉食品の展示及び出展業者による販売等を行っている。

平成26年度においては、中国四国米粉食品普及推進協議会と連携し、学校給食等への導入を促進するため学校栄養士、管理栄養士等を対象とした米粉料理講習会を岡山県（32名）、広島県（42名）で開催した。また、米粉で食料自給率向上をテーマに一般消費者及び関係者等を対象とした米粉セミナーを広島県で開催（103名）した。さらに、各県・地域の協議会と連携した取組として、家庭での利用を図るための体験型実技講習会を一般消費者を対象に管内各県で22回開催、地域の食生活の指導者である栄養委員・食生活改善推進委員等を対象に管内で2回開催したほか、パネル展示を21回、移動インフォメーションとしての地域の学習会等を14回実施した。

サ 食べて応援しよう！の取組

東日本大震災の復興・復旧に向け被災地の食品を食べることで支援するため、商業団体等が行う物産展、イベント等において、一般消費者等に対して東北支援のPR活動や被災地産食品の販売支援を行った。

また、庁舎内の職員等を対象に福島県産の米、りんごの販売斡旋を行ったほか、庁舎内食堂で福島産加工品を使用した昼食メニューを提供した。

シ 農林水産物・食品の輸出促進の取組

管内の県、ジェトロ、国の地方支分部局等の参加

のもと中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会の活動を通じ、農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組や輸出関連情報の共有、意見交換等を行った。

また、輸出に意欲のある農林漁業者や事業者等を対象に、「国際的に奨励されている管理手法であるHACCPの導入メリット、導入に向けた支援策」及び「事業者の販路開拓に資する基礎知識及び海外版FCP商談シートの活用」を内容とするセミナーを開催した。

加えて、関係団体が開催する食品等を海外へ輸出するための販路拡大セミナーや商談会等に際して、情報の提供及び開催の後援を行った。

さらに、当局独自の取組である「現場主義パッケージ化プロジェクト」において、25～26年度に「輸出促進プロジェクト」として広域連携による輸出の推進と流通コストの低減について検討を行った結果を「広域連携手法について」と題して取りまとめ、今後さらに検討を進めるべき取組について提案を行った。

ス 6次産業化の推進

6次産業化推進に当たっては、平成25年秋より、ネットワーク交付金を活用した県主導の推進体制に移行したが、中国四国農政局及び地域センターは、引き続き、6次産業化の取組を総合的にサポートするため、相談窓口を設置するとともに、県6次産業化担当者及び県サポート機関、支援人材等と連携し、地域の6次産業化の推進を図った。

また、農林漁業成長産業化ファンドの普及に向け、中国・四国地域のサブファンドを訪問し意見交換を行うとともに、サブファンドとの情報・意見交換会開催、ファンド事例集の作成を行った。

六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」は、平成26年度31件の認定を行い、累計222件となっている。また、「研究開発・成果利用事業計画」は、累計3件となっている。

「総合化事業計画」認定事業者のPR・フォローアップを図っていくため、その事業内容・商品等を紹介した事例集を作成した。

農林漁業と他産業との新たな連携については、「中国・四国地域産業連携ネットワーク」（平成27年3月31日現在、会員数472名）の活動として、HACCP導入ならびに輸出促進をテーマとするセミナーをそれぞれ開催し、6次産業化の推進とネットワーク活動の強化を図るとともに、6次産業化のイベント・補助事業等の情報提供を行った。

セ バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス産業都市構想の策定等に向けて、県、市町村及び関係者に対して補助事業等の情報提供を行った。

食品産業環境対策については、食品産業環境指導官を配置し、食品リサイクル法・容器包装リサイクル法等に係る法制度の啓発と併せて、関係機関と連携して発生抑制、再生利用等の取組の推進に向けた調査点検・普及・啓発の充実を図った。

ソ 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー活用の推進を図るため、5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に関して、必要な情報提供や助言等を行う相談窓口を設置するとともに、県、市町村及び関係者等への説明会を開催するなど、制度の周知活動を行った。

また、四国経済産業局と合同で、地方公共団体等への周知を図ることを目的に「四国地域エネルギーフォーラム2015」を高松市で開催した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

また、現場を第一として、地域農業を元気にし、地域を活性化するために、平成21年度から当局独自の取組である「現場主義・情報発信プロジェクト」を実施している。

具体的には、①局長又は次長が現地に出向き、地域の声を聞きながら一緒に考え、施策に活かしていく「一日農政局」（5回）、②中国四国農政局幹部職員又は地域センター長等と地域のリーダーとの意見交換（202回）、③中国四国農政局又は地域センターの幹部職員が管内の大学に出向き、次代を担う大学生に中国四国農政局の施策等を説明（30回）等の取組を実施した。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、「中国四国食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、「NewsLetter」を始めとする広報誌やパンフレットを発行し、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

中国四国農政局ホームページは、東日本大震災情報への窓口をはじめ、「人・農地プラン」、「農山漁村の6次産業化」や「攻めの農林水産業」の実現に向けた新たな政策の概要等の重要施策を中心に、イ

ベントの紹介や統計情報について迅速な情報の発信・更新に努めた。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月5日、20日に発刊（24回）し、約5千人に配信している。また、あわせて、「中国四国米粉利用推進ネットワーク（ココねっと通信）」（8回）、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」（12回）の各メールマガジンを配信した。

イ 報道機関への情報提供

管内9県の主要な報道機関に対し、プレスリリース及び記者レクを実施し、迅速な情報提供を行った。

また、報道機関との連携を強化するため、担当記者（鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）及び報道責任者（岡山県、広島県）とそれぞれ意見交換会を開催した。

ウ 消費者の部屋

中国四国農政局の「消費者の部屋」では、局内関係部（室）及び管内関係機関の協力により、農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた展示（19回）を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者の部屋」等を設置し、消費者に情報提供を行った。

また、8月には、「消費者の部屋」夏休み特別展示として、子どもたちを対象とした「夏休み！知って楽しい「食と農」」を岡山市で開催した。

7 九州農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

九州経済の動向をみると、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動感がみられたが、円安の進展、株価の上昇などから概ね緩やかに持ち直す動きが続いた。

雇用情勢は、有効求人倍率が上昇するなど、改善傾向が続いた。

個人消費は、消費税率引き上げ後は、反動感や夏場の天候不順により一時的に消費が弱含みしたが、円安等による外国人観光客の増加、株高による資産効果、賃上げの動き等により高額品が堅調に推移するなど持ち直しの動きがみられた。

イ 農業産出額

九州の平成26年の農業産出額は、1兆7,017億円で、肉用牛、豚及び鶏の価格が上昇したことにより、前年に比べ286億円（1.7%）増加した。

全国の農業産出額（都道府県別の合計）に占める九州の割合は20.2%となっている。

ウ 農業経営

平成26年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営52万3千円、畑作経営169万9千円、露地野菜作経営191万2千円、施設野菜作経営572万6千円、果樹作経営183万7千円、酪農経営777万2千円、肉用牛経営346万1千円となった。

また、農業所得率は、水田作経営19.9%、畑作経営31.4%、露地野菜作経営40.5%、施設野菜作経営40.5%、果樹作経営24.7%、酪農経営17.4%、肉用牛経営21.9%となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成26年産水稻の作付面積（子実用）は、前年産に比べ5,300ha減少し17万8,200haとなった。

収穫量（子実用）は、日照不足といもち病が発生したことにより85万8,800t（前年比95.9%）となった。

早期栽培水稻は、全もみ数が「平年並み」となったことと、7月中旬から下旬にかけて高温・多照に推移したことに加え、収穫期の降雨により登熟期間が延びたことから、作柄は「やや良」となった。

普通栽培水稻は、全もみ数が日照不足により「やや少ない」ことに加え、いもち病やウンカ等の病虫害の被害により、作柄は「やや不良」となった。

このことから、水稻の10a当たり収量は482kg、作況指数96となった。

なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は83万7,300tとなった。

イ 麦、大豆

平成26年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の作付面積（子実用）は、前年産に比べ900ha増加し、5万5,200ha（前年比102%）となった。

麦種別の10a当たり収量は、小麦357kg（同114%）、二条大麦310kg（同119%）、六条大麦308kg（同79%）、はだか麦279kg（同100%）で、4麦計の収穫量は18万6,100t（同117%）となった。

また、大豆の作付面積（乾燥子実）は、2万1,500ha（同105%）、収穫量は3万6,100t（同103%）となった。

ウ 野菜

平成26年産指定野菜（14品目）のうち、12品目（主産県調査：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス）の作付面積は4万6,400ha（前年比100%）となった。

また、収穫量は167万3千t（同101%）、出荷量

は148万2千t（同101%）となった。

エ 果樹

平成26年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、その他かんきつ類、くり、かき、びわ、うめ等を中心に減少し3万9,100ha（前年比98%）となった。

オ 畜産

平成27年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2万3,900戸（前年比95%）、飼養頭数は89万3,900頭（同97%）となった。

乳用牛の飼養戸数は1,750戸（同97%）、飼養頭数は11万5,300頭（同98%）となった。

カ その他

平成26年産かんしょの作付面積は1万9,100ha（前年比99%）で、前年産並みとなった。全国に占める九州の作付面積割合は50%となっている。

茶の摘採延べ面積は3万6,900ha、生葉収穫量は16万7,300t、荒茶生産量は3万4,400tとなった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 「人・農地プラン」の推進

我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」に直面しており、5年後、10年後の将来展望が描けない地域が増えている。

このような中、平成24年度から各地域の「人と農地の問題」を解決するため、集落・地域の関係者による徹底的な話し合いが行われ「人・農地プラン」の作成が各地で進められており、27年3月末現在で、224の市町村において、2,364の地域（作成予定地域の82.7%）でプランが作成された。

また、26年度から農地中間管理事業が始まり、各県に農地中間管理機構が設置された。

イ 担い手の確保

平成27年3月末現在の認定農業者数は4万8,524経営体（うち法人3,769経営体）で、全国23万8,443経営体の20%を占めている。

27年2月1日現在の集落営農数は2,568となり、前年に比べ3減少した。経営形態別にみると、法人化したものは434で全体の17%を占めている。

農業経営の法人化は、経営の明確化や信用力の向上等を背景に増加傾向にあり、27年1月末現在の農業生産法人数は2,592法人となっている。

また、一般法人についても、26年12月末現在で196法人が計315haの農地を借受けて農業経営を行っており、貸借による参入が可能となった21年改正農地法の効果が着実に現れている。

ウ 経営所得安定対策の取組

平成26年度経営所得安定対策の交付金支払件数は、16万7,875件となり、25年度の支払件数に比べ9,830件の減少となった。

経営形態別にみると、個人16万5,155件（前年度比94.3%）、法人1,309件（同109.8%）、集落営農1,411件（同98.3%）となり、法人で増加し、個人と集落営農で減少した。

26年度の米の直接支払交付金の支払面積は、12万8,987ha（10a控除前）で7,064haの減少（同94.8%）となった。

一方、水田活用の直接支払交付金の支払面積は、飼料作物が3万5,513haで773ha減少（同97.9%）したものの、麦が5万3,349haで1,029ha（同102.0%）、大豆が2万2,566haで1,143ha（同106.0%）、飼料用米が3,953haで864ha（同128.0%）、稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲が1万7,500haで2,674ha（同118.0%）と、それぞれ増加となるなど、主食用米からの転換等が進行した。

エ 農畜産物の生産振興及び消費拡大

(ア) 米

平成26年産米については、長崎県を除き生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなった。また、新規需要米の取組計画の認定面積は2万2,242haで、25年産に比べ3,609ha（19%）の増加となった。このうち、稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲は、前年産より2,672ha増加し、全体の80%を占めた。

普通期水稻では、8月上旬頃から多雨、日照不足の天候となり、福岡県、佐賀県及び大分県の3県から約20年ぶりに「いもち病」の発生に関する警報が発表された。

米の消費拡大に向けた取組については、各種イベントや学食・社食等でパネル展示を行い、朝ごはんの習慣化等を推進するとともに、米粉の普及推進の取組として、九州米粉食品普及推進協議会等との連携により、一般消費者を対象としたスーパーにおける米粉料理実演会や米粉料理教室（27年2月）・親子料理教室（26年8月）、米粉食品関係者等を対象とした米粉利用拡大セミナー（27年2月）等を開催した。

(イ) 麦

九州には、福岡県のラーメン、長崎県のちゃんぽんや五島うどん、大分県のだんご汁等、麦を使った伝統食文化が各地に存在している。これらの地域の食ブランドと結び付いた新品種の開発・導入

を推進し、需要開拓を図っていくことが重要となっている。

すでに、福岡県ではラーメン専用品種「ちくしW2号（通称：ラー麦）」の導入推進、鹿児島県では「ミナミノカオリ」を使用した学校給食パンの提供といった取組が行われている。加えて、26年から長崎県において、地域コンソーシアム支援事業を活用し、ちゃんぽん麺用小麦「長崎W2号」の栽培技術の実証、ブランド小麦化や長崎W2号を使用した麺や特産品の開発が行われている。

(ウ) 大豆

管内の生産者団体や各県の大豆生産振興担当者等を対象に「大豆栽培技術検討会」（平成26年10月）を長崎県で開催し、近年増加傾向にある大豆作での難防除帰化雑草についての情報提供や長崎県が実証実験で取り組んでいる大豆摘芯栽培について現地調査を行った。

また、「大豆の新品種の開発・活用に関する連携研究会」（27年2月）を開催し、九州における新品種の育成等、生産者と実需者間の情報交換を実施した。

そのほか、「大豆の生産拡大に向けた意見交換」（26年5月）を管内全県で実施し、各地域での生産拡大の推進を図った。

(エ) 畜産

生産基盤強化のための畜舎の整備など強い農業づくり交付金による事業を推進したほか、「九州管内肉用牛担当者会議」を開催し、畜産をめぐる情勢や肉用牛関係事業に関する情報提供や意見交換などを行い、九州地域の肉用牛振興及び生産性の向上への取組推進を図った。

また、国産畜産物の消費拡大を図り、畜産物の安全性に関する正しい知識の普及や畜産物の栄養機能に関する情報を提供するため、27年1月、熊本市において、「国産食肉の安全性と栄養機能について」をテーマにした食肉情報出張講座を開催した。

(オ) 飼料作物

九州農政局、各県、畜産関係団体等で構成する「九州地域飼料増産行動会議」を設置し、飼料作物作付面積の拡大、国産稲わらの利用拡大、放牧の推進、国産粗飼料の生産・流通の円滑化等に係る行動計画と取組の方策についての検討や研修会を開催し、各県、畜産関係団体等と情報共有を行い、飼料増産の取組の推進を図った。

また、飼料増産・耕畜連携による飼料自給率向

上のための「九州地域飼料増産に関する研修会」(27年3月、熊本市)等を開催した。

(カ) 野菜・果樹

野菜については、競争力のある生産供給体制の確立等を図ることを目的に、野菜の「産地強化計画」の作成を推進し、27年3月末までに496産地で策定された。

支援事業として、消費者・実需者のニーズに対応した野菜の安定供給体制を構築するため、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。また、省エネ設備のリース導入支援と燃油価格高騰時に補填金の交付を行う「燃油価格高騰緊急対策」を26年度も引き続き実施した。さらに、次世代施設園芸導入加速化支援事業として、大分県ここのえまち九重町の温泉熱を活用したパプリカの生産施設整備を採択した。

果樹については、目標や取組を具体的に定めた果樹産地構造改革計画が、27年3月末までに94産地で策定された。

これらの取組を支援するため、光センサー等の高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や加工施設、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入や農業用アシストスーツ等のロボット技術の導入実証等の支援を進めた。さらに、優良品種・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援を行い、果樹農業者の経営安定と果実生産出荷の安定化を図った。

消費拡大の取組として、野菜・果物の摂取量が少ない若い世代を対象に、「食べれば元気!九州のやさしい・くだもの」をテーマに「やさしい・くだもの出前セミナー」(6月、約100人参加)及びシンポジウム(12月、約160人参加)を開催した。

(キ) 花き・茶

花きについては、関係団体で構成する「九州花き振興協議会」の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報を発信した。また、新たな花きの需要期を創設するため、九州花き振興協議会主催の「いい夫婦の日」(11月22日)と「バレンタインデー」に実施されているイベント「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を協賛し、「大切な人への花にそえるメッセージ」を広く募集した。

茶については、消費者ニーズの変化に的確に対応した茶の加工・流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援した。また、お茶文化振興等のためのイベント「ティーロード茶壺道中」

等を実施している。さらに、茶改植等支援事業で、産地ぐるみで改植等を行った場合の未収益期間及び改植経費に対する支援を実施した。

(ク) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきびについては、「甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業」として、土づくり、新技術を活用した防除体制による生産回復・増産に向けた取組のほか、農業機械等のリース支援、甘しや糖工場の経営体質強化に向けた取組への支援等を継続的に実施した。

でん粉原料用かんしょについては、省力化や安定的な生産体制の確立に向けて収穫機械等のリース導入支援を行った。

オ 食育の推進

和食が世界から注目を集める中、その伝統的価値を守り伝えることや、日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上が求められている。このような中、九州農政局では、大学や生協等と連携して、「だし」と「味覚」をテーマとした「実践講座」(26年12月)を開催した。

また、地域において食育活動を行っている団体等のネットワークづくりを支援するため、局ホームページの中に開設している「食育アイランド九州」において取組の紹介等の情報提供を行った。さらに、農林漁業者等が農林漁業体験活動の機会を提供する教育ファームの取組を推進した。

なお、同ネットワークには27年3月末現在で718の個人・団体が登録・参加している。

カ 農業生産工程管理(GAP)の推進

平成26年3月末時点の調査では、管内の野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している884産地のうち、55%にあたる484産地において、農林水産省の「基礎GAP」や各県が策定した「県GAP」等が導入されている。

GAP導入推進のためのパンフレットや情報とともに、九州農政局で作成した「農業生産工程管理(GAP)について」をホームページに掲載しGAP導入の普及を図った。

キ 農山漁村の6次産業化の取組

九州での「六次産業化・地産地消法」に基づく「総合化事業計画」の累計認定件数は、26年度末で361件となっている。

この中で、6次産業化等に取り組む事業者が、地域の農林水産物を用いて開発した魅力ある商品の販路拡大を図るため、「食の発掘商談会 in 熊本」を開催した。

また、25年2月に発足した農林漁業成長産業化ファンドについては、26年度末で管内12件の6次産業化事業体に対して出資事業が行われている。

ク 家畜の伝染性疾病への対応

26年4月に熊本県で高病原性鳥インフルエンザが発生。九州農政局では熊本県からの要請を受け直ちに職員を派遣し、発生農場において殺処分・埋却等の防疫作業を行った。

また、12月には宮崎県（延岡市と宮崎市の2例）、27年1月には佐賀県でも高病原性鳥インフルエンザが発生した。26年4月の熊本県の事例と同様に九州農政局高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、職員の派遣等迅速な対応を行った。

九州農政局では、「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を作成し、定期的な防疫演習や派遣者リストの作成等、迅速な初動及びまん延防止に向けた各県の取組のサポート体制を整備している。

さらに、平成26年4月をピークに発生した豚流行性下痢（PED）についても、消費・安全対策交付金による支援や、発生予防とまん延防止のための防疫措置の徹底を呼びかけた。

ケ 食品表示の適正化の取組

食品表示Gメンが日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示調査や、DNA分析などの科学的分析手法等を活用し、生鮮食品の原産地、加工食品の原料原産地に係る調査及び米穀の品種判別調査等を実施した。

食品表示110番については、一般消費者等からの不適正な食品表示に関する情報を受け付け、対象事業者への調査、関係機関への情報回付等の対応を行った。

なお、平成26年度の食品表示110番の受付件数は2,332件、うち疑義情報の提供は171件であった。

また、食品表示の適正化を進めるため、食品製造業者等を対象とした「食品事業者表示適正化技術講座」の開催、各地域における関係団体等の要請に応じた説明会への講師派遣等を行った。

コ 米穀等の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通を確保するため、用途限定米穀の横流れ防止を重点として、生産者や出荷・販売業者及び需要者等に対し巡回立入検査を実施した。

米穀等の産地情報伝達の履行状況の確認、産地の真正性の検証及び取引記録の作成状況確認のため、米飯の提供を主とする外食事業者に対し、米トレーサビリティ法に基づく巡回立入検査を実施した。また、さらなる周知のため、米穀事業者や関係団体等

が主催する講習会において、189回、延べ約1万6千人に対し普及・啓発を行った。

産地や品種の偽装を防止するため、登録検査機関の事務所及び検査場所に対し、農産物検査法に基づく巡回立入調査を実施した。

また、米穀流通監視相談窓口を設置し、消費者や関係業者等からの問合せ対応及び不適正な流通の情報等の受け付けを行った。

サ 荒廃農地の現状とその再生に向けた取組

平成26年の荒廃農地は6万8,228haで、このうち、「再生利用が可能な荒廃農地」は2万6,400haとなった。

各地域では、耕作放棄地対策協議会が設置され、荒廃農地の再生に向けた積極的な取組が進められており、この1年間に2,042haの荒廃農地が再生利用された。

シ 多面的機能支払交付金の推進

農地維持活動は、管内204の市町村において、4,435の活動組織で取組が行われており、取組面積は22万9,528haとなっている。

資源向上活動（共同）は管内196の市町村において3,924の活動組織で取組が行われており、取組面積は21万2,585haとなっている。

資源向上活動（長寿命化）は管内152の市町村において1,946の活動組織で取組が行われており、取組面積は11万6,688haとなっている。

ス 環境保全型農業直接支援対策の推進

管内145の市町村で、取組件数2,420件、取組面積5,256haにおいて、カバークロップ等の地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援を行った。

このうち、地域特認取組（IPM、冬期湛水管理等）については、1,056haで取り組まれた。

セ 鳥獣被害防止の取組

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は平成26年10月末現在で、223市町村で取組が進んでいる。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために、「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進し、26年10月末で、管内全市町村の約9割にあたる210市町村で実施隊が設置された。

さらに、九州地域の関係機関で構成される「九州地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効果的な防除のあり方等を検討するとともに、「鳥獣被害の現状と対策に

ついて」を作成、取組事例等を掲載し被害防止活動の推進を図った。

ソ 農山漁村活性化の取組

管内では、平成19年度から25年度までに7県140市町村で農山漁村活性化法に基づく活性化計画が策定されており、26年度は新規に26件が策定され、継続分と合わせ51の活性化計画に基づく取組について、生産基盤及び施設の整備、定住環境の整備、地域間交流の促進等の支援を行った。

都市と農山漁村の共生・対流については、管内27地域でグリーン・ツーリズム等、豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの取組を支援した。また、26年12月には、民間主導の「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム」が宮崎県で開催された。

タ バイオマス利活用の推進

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想については、26年度中に管内で6地区が応募し、3地区がバイオマス産業都市に選定された。福岡県みやま市はメタン発酵発電・液肥化施設を拠点とした、「資源循環のまちづくり」、佐賀県佐賀市はメタンガスを活用したバイオマス発電を中心とした「昔に帰る未来型」循環都市、大分県さいきし佐伯市は木質バイオマス発電等を整備し「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐまち」の実現化を目標にそれぞれ構想を掲げ取組を推進している。

(4) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(ア) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した「農商工連携」により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援しており、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画について、平成26年度においては6件（累計71件）を認定した。

(イ) 輸出促進に向けた連携

管内の輸出促進に向けた取組を推進するため、各省庁地方支分部局や各県輸出促進協議会等で構成する「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク」を通じて、県域を越えた広域連携等のための情報の共有を図っている。

26年8月には「輸出戦略実行委員会九州ブロック意見交換」を、9月には「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク総会」及びセミナーを開催した。

また、九州経済産業局等とともに設立した「九

州農業成長産業化連携協議会」とジェットロとの共催による「オール九州農水産物トレードフェア in シンガポール」を27年3月に開催した。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、県単位に、県、警察等関係機関と農政局又は各地域センターとの間で「食品表示監視協議会」を平成26年5月及び6月に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有と意見交換を行った。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管内の関係省庁間（九州厚生局、九州管区警察局等）で「九州地域食品表示監視連絡会」を26年7月に開催し、情報の共有・意見交換を行った。

ウ 鳥獣被害防止に関わる連携

九州地域では、九州森林管理局、九州地方環境事務所及び管内各県と、九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を設置している。ここでは、国有林や国立公園等に隣接する地域の野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な防除の在り方を定期的に検討している。

また、「鳥獣被害の現状と対策について（九州農政局版）」を作成し、管内の取組事例等を掲載することにより、各地域での被害防止活動の推進を図っている。

(5) 広報活動

管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、局ホームページ、プレスリリース等を通じて、農業・農村に関する情報の迅速・正確かつ分かりやすい発信に努めた。

またメールマガジン「アグリ・インフォ九州」の配信を行った（平成27年3月末現在7,157人に配信）。

さらに、様々な食育に取り組む関係者に対しメールマガジン「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

農政局及び地域センターに設置している「消費者の部屋」において、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行った。国の行政機関のPRを目的とした、消費者の部屋特別イベント「しっとと？国のお仕事～夏休み見学デー～」を8月に開催し、米粉を使った親子料理体験、野菜・果物の糖度測定、「田んぼの生きもの」の展示、農業環境を学ぶ水質調査等を行い、多くの子供たちに体験の場を提供した。

また、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けている消費者相談窓口には74件の相談が寄せられた。そのほかに、各地で行われる様々なイベント等で「移動消費者の部屋」を63会場で開設した。

8 北海道農政事務所

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成26年度の経済情勢は、4月の消費税増税に伴う駆け込み需要の反動はあったが、その後、徐々に緩和し、北海道の地域経済は緩やかに回復している。

需要面で、道内総生産（支出）の6割を占める個人消費は、雇用・所得の改善が続く中、回復基調にあり、大型小売店では、食料品を中心に堅調に推移し、季節的に外国人観光客の旺盛な消費も増加したが、消費税増税に伴う駆け込み需要分を増加した平成25年度分を下回る結果となった。

住宅投資は、消費税増税に伴う駆け込み需要や建設資材費上昇及び労働力不足によるコスト高の影響で同様に前年を下回り、公共投資は、発注件数は増加に転じたが、請負金額は前年を下回った。

生産は、一部で弱めの動きがあるものの、内外の堅調な需要を背景に、高い水準で推移した。具体的には、携帯電話向けなどの電気機械、北米向け輸出が堅調である輸送機械を中心に、高い生産水準で推移した。

食料品では、水産加工品、乳製品など一部の原料調達の困難さはあったものの、持ち直している。

観光については、国内観光客について前年並みで推移した一方、外国人観光客はアジア地域を中心に増加傾向にあり、好調さを維持する結果となった。

イ 農業産出額

平成26年の北海道の農業産出額は1兆1,110億円で、前年に比べて405億円（3.8%）増加した。

この結果、平成26年の全国の農業産出額に占める北海道の割合は13.2%となった。

ウ 農業経営

平成26年の北海道内における水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は1,392万円で、前年に比べて3.0%減少した。一方、農業経営費は982万円で、前年に比べて4.7%増加した。この結果、農業所得は411万円となり、前年に比べて17.5%減少した。

畑作経営の1経営体当たり農業粗収益は3,169万円で、前年に比べて9.8%増加した。一方、農業経営費は2,157万円で、前年に比べて6.1%増加した。

この結果、農業所得は1,012万円となり、前年に

比べて18.8%増加した。

酪農経営の1経営体当たり農業粗収益は6,912万円で、前年に比べて6.3%増加した。一方、農業経営費は5,725万円で、前年に比べて4.0%増加した。

この結果、農業所得は1,187万円となり、前年に比べて18.8%増加した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成26年産水稲の作付面積は11万1千haで、前年産と比べ1千ha減少となった。6月全般の好天によって穂数が平年よりも多くなり、7月以降の気象経過により登熟が平年並みに推移したことから、10a当たり収量は577kg、作況指数は107となった。

この結果、収穫量は64万500tとなり、前年産に比べて1万1,100t（1.8%）増加した。

イ 麦

平成26年産小麦の作付面積は、前年産に比べ1.1%増加し、12万3,400haとなった。10a当たり収量は447kgで、前年産に比べて11kg（2.5%）増加した。

この結果、収穫量は55万1,400tとなり、前年産に比べて1万9,500t（3.7%）増加した。

ウ 大豆

平成26年産大豆の作付面積は2万8,600haで、前年産に比べて1,800ha（6.7%）増加した。10a当たり収量は257kgで、前年産に比べて28kg（12.2%）増加した。

この結果、収穫量は7万3,600tとなり、前年産に比べて1万2,200t（19.9%）増加した。

エ 小豆

平成26年産小豆の作付面積は2万6,300haで、前年産に比べて100ha（0.4%）増加した。10a当たり収量は274kgで、前年産に比べて31kg（12.8%）増加した。

この結果、収穫量は7万2,100tとなり、前年産に比べて8,400t（13.2%）増加した。

オ いんげん

平成26年産いんげんの作付面積は8,540haで、前年産に比べて160ha（1.9%）増加した。10a当たり収量は231kgで、前年産に比べて57kg（32.8%）増加した。

この結果、収穫量は1万9,700tとなり、前年産に比べて5,100t（34.9%）増加した。

カ そば

平成26年産そばの作付面積は2万1,600haで、前年産に比べて600ha（2.7%）減少した。10a当たり収量は60kgで、前年産に比べて8kg（11.8%）減

少しした。

この結果、収穫量は1万3千tとなり、前年産に比べて2,100t（13.9%）減少した。

キ てんさい

平成26年産てんさいの作付面積は5万7,400haで、前年産に比べて800ha（1.4%）減少した。10a当たり収量は6,210kgで、前年産に比べて310kg（5.3%）増加した。

この結果、収穫量は356万7千tとなり、前年産に比べて13万2千t（3.8%）増加した。また、平均糖分は前年産に比べて1.0ポイント上昇し、17.2%となった。

ク ばれいしょ

平成26年産ばれいしょの作付面積は5万1,500haで、前年産に比べて900ha（1.7%）減少した。10a当たり収量は3,720kgで、前年産に比べて140kg（3.9%）増加した。

この結果、収穫量は191万6千tとなり、前年産に比べて4万t（2.1%）増加した。

ケ 畜産

(ア) 乳用牛

平成27年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は6,680戸で、前年に比べて220戸（3.2%）、飼養頭数は79万2,400頭で、前年に比べて3千頭（0.4%）それぞれ減少した。

1戸当たりの経産牛頭数は前年並みの69頭となっている。平成26年の生乳生産量は381万742tで、前年に比べて7万1,800t（1.8%）減少した。これは、全国の生乳生産量の52.0%を占めている。

(イ) 肉用牛

平成27年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2,620戸で、前年に比べて60戸（2.2%）、飼養頭数は50万5,200頭で、前年に比べて4,600頭（0.9%）それぞれ減少した。

この結果、1戸当たり飼養頭数は193頭となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

平成25年度における北海道の食料自給率は、カロリーベースで198%、生産額ベースで202%となった。

(イ) 生産面での取組

水稲作付面積を維持し水田のフル活用を図る観点から、道内2か所で「水田フル活用に向けた取組に係る地域担当者会議」を開催し、需要のある

加工用米、備蓄米、飼料用米等の非主食用米の作付けを推進するため、関係者が一体となって水田フル活用に取り組むことを確認した。

この結果、実作付面積は生産数量目標（面積換算値）以下となり、需給調整の目標を達成した。

畑作、園芸については、農業の収益力向上、農作物の付加価値向上、生産コストの削減などの取組への支援を行った。

酪農、畜産については、草地の生産性向上、家畜改良、環境負荷の軽減、高収益型畜産体制の構築などの取組への支援を行った。

(ウ) 消費面での取組

米の消費拡大の一環として、北海道内の食品加工業者、関係団体等が参加して設立された「北海道米粉食品普及推進協議会」と連携し、米粉食品の普及・啓発に取り組んだ。

また、後述する消費者への情報提供の中で、日本型食生活の普及・啓発に取り組んだ。

イ 担い手と農地

(ア) 新規就農者の状況

道内の新規就農者（自営）は、平成26年で612人となり、前年に比べ約1%増加した。その内訳をみると、新規学卒就農者が204人、Uターン就農者が283人、新規参入者が125人となっている。

青年就農給付金については、準備型が196人、経営開始型が503人に対して給付された。

(イ) 農地集積の状況

農家戸数が減少する中、販売農家の平均経営耕地面積は年々増加しており、平成26年は23.4haとなった。

田畑別の農地集積の状況は、平成22年では畑面積の89%を経営耕地面積20ha以上の販売農家で占める一方、田面積では、同じく20ha以上層が41%、10～20ha層が37%となっている。

農地中間管理機構については、公益財団法人北海道農業公社が指定されており、平成26年度における農地中間管理事業による農用地等の賃貸借等の権利の設定又は移転の実績は3,426haとなった。

(ウ) 人・農地プランの取組

道内の関係機関・団体等と協力し、人・農地プランの内容をより良いものとする取組を推進した。

北海道内では、全179市町村のうち169市町村が人・農地プランを作成しようとしており、平成27年3月末現在、人・農地プランの作成に至っている市町村は、そのうちの166市町村（98%）となっ

た。

ウ 経営所得安定対策

地域農業再生協議会をはじめとする関係機関・団体と密接に連携し、農家に対する加入促進活動等を精力的に取り組んだ。その結果、平成26年度の加入申請件数は、3万1,378件（米の直接支払交付金：1万3,529件、水田活用の直接支払交付金：2万9,724件、畑作物の直接支払交付金：1万8,825件）となった。

エ 食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ア) 消費者への情報提供

食品安全に関する知識と理解を深めていただくため、道内4か所で「消費者セミナー」を計15回開催した。

また、庁舎内の消費者コーナー、道内各地で消費者団体等が行うイベントにおいて、日本型食生活の普及・啓発及び農林水産行政の理解増進に向けた情報発信を行った。

(イ) 食育の推進

食育の推進に向けて、食育に関するセミナーや夏休み子ども見学デーの開催、パネル展示等を実施した。また、地域における日本型食生活等の普及促進、農林漁業者等による生産の場における食育活動等について、地域が自主性・独立性を發揮しながら食育を推進するよう、地方公共団体や食育関係団体等への支援を行った。

北海道において、食育基本法に基づく地域の特性を活かした食育推進計画を策定している市町村は、179市町村のうち約38%に当たる68市町村（平成27年3月末現在）となった。

(ウ) 食品表示の監視・指導等

食品表示の適正化に向けた調査や普及・啓発の取組を行った。

「食品表示110番」の平成26年度における受付件数は1,097件となった。

(エ) 牛トレーサビリティ制度の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の信頼確保のため、生産段階、流通段階において立入検査等を実施した。また、小売店等で販売されている牛肉の一部を検査機関に送り、と畜直後の枝肉から採取したサンプルとDNA照合による鑑定を行った。

(オ) 米の適正流通確保に向けた取組

米トレーサビリティ法制度の普及啓発のため、関係者に対する説明会等により制度内容の周知を行った。

また、同法に基づく取引記録の作成・保存及び

産地情報の伝達が適正に行われているか確認するため、米飯を提供する外食事業者等に対して、巡回立入検査を実施した。

さらに、米穀の出荷販売事業者に対して、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）、加工用米等が定められた用途に使われているか巡回立入検査を実施した。

オ 農業の高付加価値等の推進

(ア) 6次産業化の推進に向けた取組

6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定（平成26年度20件）を行うとともに、相談窓口の設置等により、6次産業化を推進した。

また、農林水産省本省、道内関係機関・団体等と連携して、セミナー、説明会、研修会を開催するなど、様々な機会を通じて6次産業化関連施策の周知を行った。

(イ) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組

「輸出に取り組む事業者向け対策事業」により、道内水産物や水産加工品、日本酒、菓子類等の輸出拡大の取組を支援した。

また、道内関係機関・団体等と連携を図りつつ、新たな輸出市場開拓や新たに輸出に取り組む生産者や事業者を対象に、輸出のノウハウを提供する輸出促進セミナーや、食品輸出に向けたハラル認証セミナー等を開催した。

カ 地域資源を活かした農村の活性化

(ア) 多面的機能支払交付金

北海道における平成26年度の取組状況は、農地維持活動については130市町村、取組面積65万4,728haとなった。資源向上支払については、共同活動は130市町村、取組面積が61万2,852haとなり、長寿命化は、15市町村、取組面積が2万6,291haとなった。

(イ) 再生可能エネルギー利用の推進

農山漁村再生可能エネルギー法の施行に合わせて、同法の説明会を道内2か所で開催するとともに、道内の市町村への周知活動を行った。

キ 環境保全型農業直接支援対策

同対策による取組が更に広がるよう、北海道、市町村と連携し普及・啓発を行った。

この結果、平成26年度は91市町村の農業者等から1,362件の申請があり、取組面積は1万132ha（全国6万1,542haの約2割）となった。

(4) 関係機関との連携強化

北海道開発局及び北海道森林管理局と相互に関連する施策について、情報を共有し、地域の視点に立って

幅広く検討、調整し連携協力することにより、施策の効果を高めるため、北海道農林連絡会議を開催した。

食品表示の監視・指導等においては、北海道関係部局、保健所、警察等の食品関係行政機関との連携強化を図るため、「北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会」を毎月1回定期的に開催した。また、道内11地域においても、四半期に1回、地区協議会を開催した。

(5) 広 報 活 動

北海道内の農業動向、農業施策等の普及浸透を図るため、「北海道食料・農業情勢報告」や各種統計資料の公表、ホームページによる情報発信など、多様な広報活動を行った。

また、報道関係者等に対して、プレスリリース（46回）を行い、迅速な情報提供を実施した。

